

第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

※数値目標は下線

政策目標	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、 <u>成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）</u> となることを目指す。
進捗状況と展望	<p>【スポーツ参画人口の拡大】</p> <p>スポーツ参画人口の拡大について、成人の週一回・週三回以上のスポーツ実施率、障害者の週一回・週三回のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、目標値とは未だに開きがある。また、成人のスポーツ未実施者の割合についても着実に減少しているが、こちらも未だ目標値とは開きがある。引き続き、目標の達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいでできない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もあるつもりはない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。</p> <p>加えて、子供のスポーツの機会については、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合は向上傾向にあるが、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生の割合は計画期間中数値がほぼ変わらず、達成度は低いところ、子供の運動習慣の確立と体力の向上については、重要課題であることから、今後も子供の体力向上に向けた施策や部活動改革を実施していく。</p> <p>【スポーツ参画人口拡大のための人材育成】</p> <p>スポーツ参画人口拡大のための人材育成について、アスリートキャリアに関する施策、指導者の育成に関する施策等に取り組んできたが、スポーツ指導の現場における公認スポーツ指導者資格の普及については更なる取組が必要である。今後は国としてよりアプローチが効果的なテーマに焦点をより絞り、課題を細分化し、取り組んでいくことが必要となる。多くの人により楽しく、効果的にスポーツに親しむためには、スポーツ指導者の質と量の確保が重要であると考えられることから、競技団体への働きかけを通じた指導者の資格取得の促進や、公認スポーツ指導者資格に関する受講形態の多様化、資格取得の意義の広報等を通じ、必要な知識、技能を有する資格保持のスポーツ指導者の質と量の確保を引き続き推進していく。また、アスリートキャリアについては、民間職業紹介事業者による取組が充実しつつあることに留意しつつ、アスリートやそのアントラージュ（関係者）へのデュアルキャリア形成への意識啓発などに取り組むことが考えられる。</p> <p>【スポーツ参画人口の拡大のための場の充実】</p> <p>場の充実について、総合型地域スポーツクラブに関しては、その質的充実のための「登録・認証制度」の運用開始及び「中間支援組織」の整備を、新型コ</p>

コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて一年延期とし、令和4年度から全国一斉に開始する予定であり、運用開始に向け、説明会の開催や、「中間支援組織」の整備等の支援を継続して行っていくとともに、都道府県自治体、都道府県体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との連携体制を整備していく。加えて、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保については、体育・スポーツ施設現況調査を3年に1回実施して施設の実態を的確に把握するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進し、ストックの適正化や既存ストックの有効活用を推進した。引き続き地方公共団体が行う施設計画の策定を促進するとともに、先進事例の情報提供等によりスポーツ施設やオープンスペース等の有効活用を推進していく。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
成人の週1回以上のスポーツ実施率	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	59.9%		65%程度

数値目標	計画策定時	実績値						目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%	—	20.8%	—	25.3%	24.9%		40%程度

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
成人の週3回以上のスポーツ実施率	19.7%	26.0%	27.8%	27.0%	30.9%		30%程度

数値目標	計画策定時	実績値						目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
障害者の週3回以上のスポーツ実施率	9.3%	—	9.8%	—	12.5%	12.3%		20%程度

**1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
各施策項目における数値目標の進捗状況等**

○項目（1）スポーツ参画人口の拡大

◆施策項目② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
自主的にスポーツする時間をもちたいと思う中学生の割合	58.7%	64.6%	65.1%	65.3%			80.0%	数値自体は向上傾向にあり、引き続き、数値の向上に取り組む必要がある。また、実際の運動時間に関する指標も検討する必要がある。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生の割合	16.4%	16.3%	16.2%	15.8%			8.0%	計画期間中、数値がほぼ変わらず、達成度が低い。本数値目標については、政策評価の有識者より、「コントロールすることが極めて困難な指標であり、教育政策以外の要因が強く関連する可能性が高い」と指摘を受けていることもあり、新たな指標の設定について検討を要する。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		R3
子供の体力水準 ※昭和60年の水準を50とした時の値	46.4%	46.3%	46.3%	46.4%	46.1%			50.0%	50m走、持久走、立ち幅とび、ボール投げを、水準の高かった昭和60年と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50mを除き、依然低い水準となっている。最近10年では、男女のボール投げ及び中学生以上の男子の握力において低下傾向にあるが、その他の項目によっては、合計点を含みほとんどの項目で「横ばい」または「向上」傾向を示しており、引き続き、スポーツ実施率向上のための行動計画に基づき、子供の運動機会の確保等の取組推進を図る必要がある。

◆施策項目③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）	32.9%	20.7%	14.8%	15.2%	13.2%		0%に近づける	H28年度とR1年度を比べると、17.7ポイント減となっており、減少傾向がみられるが、目標の達成に向けてさらなる取組の充実が必要。「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいではない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もするつもりもない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチが必要。

○項目（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

◆施策項目① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツ指導者数	2.2万人	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人			3万人	大学・専修学校等のカリキュラムで初級障がい者スポーツ指導者の資格を取れるものが増えてきていることから、障害者スポーツ指導者数は着実に増加している。引き続き指導者の増加に資する取組を実施する。

◆施策項目② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題	
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3		
総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を整備している都道府県数	0都道府県	-	-	-	-			47都道府県	登録・認証制度の運用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、令和4年度からの運用開始としている。登録・認証制度について、地方公共団体、各都道府県体育・スポーツ協会の準備状況が一部不十分であり、各都道府県における整備を促進することが必要である。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
中間支援組織を整備している都道府県数	0都道府県	-	-	-	-		47都道府県	登録認証制度の運用開始は令和4年度からであるため、引き続き、各都道府県と連携し中間支援組織の整備状況についての把握に努めるとともに、登録認証制度の運用・中間支援組織の整備に係る支援についての検討が必要。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型地域スポーツクラブの割合	37.9%	36.4%	37.6%	34.4%	36.3%		70.0%	目標値に対し、進捗状況が芳しくなく、総合型クラブにおける「自己点検評価」シートの活用促進等、「PDCAサイクル」の活用について啓発していくことが必要。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
地域課題解決に向けた取組を行っている総合型地域スポーツクラブの割合	18.4%	23.3%	18.9%	16.3%	15.9%		25.0%	目標値に対し、進捗状況が芳しくなく、都道府県行政と各都道府県体育・スポーツ協会、スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築し、総合型クラブが地域課題解決に取り組むことができる体制を整備することが必要。

◆施策項目④ 大学スポーツの振興

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
大学スポーツアドミニストレーターを配する大学	-	-	17大学	26大学	34大学		100大学	目標に比べて進捗状況が課題である。他方、大学の特性に応じて様々な態様があり得、大学スポーツアドミニストレーターの配置のみにこだわるのではなく、規模やミッションなどそれぞれの大学の特性に応じた柔軟な体制整備の在り方について検討する。 なお、大学におけるスポーツ分野を戦略的に管理・統括する部局がある大学数は194大学ある。

第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

※数値目標は下線

<p>政策目標</p>	<p>社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。</p>
	<p>【共生社会等の実現】</p> <p>《障害者スポーツの振興》</p> <p>障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等に取り組んだ。その結果、障害者のスポーツ実施率は週3回以上のスポーツ実施率を含め、増加傾向がみられる。一方、無実施層は依然として半数超であり、非実施者のうち85.0%が「特にスポーツレクリエーションに関心は無い」と回答している。また、若年層は、無実施層が増加傾向にあるとともに、障害発生が18歳以下の障害者に係る学校体育の参加状況について、「毎回参加した」と回答した割合は43.5%にとどまっている。今後、無実施層に対し、スポーツに関心を持ってもらう取組やスポーツ実施に係る障壁の除去に係る取組を強化する。</p> <p>《スポーツを通じた健康増進》</p> <p>健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」の策定や、スポーツの習慣化やスポーツを通じた健康増進を推進する地方公共団体への支援、取組事例集の作成等はしたものの、普及啓発が十分になされていない。スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会を実現するために厚生労働省との連携会議を設置するなど、関係省庁との連携は強化されつつある。そこで、厚労省が策定する新身体活動ガイドライン（仮称）を基に、最新の知見に基づいた対象別の推奨すべきスポーツ（や運動・あるいは必要な身体活動量）を広く普及させ、国民のスポーツを通じた健康増進に関するリテラシー向上を図る。また、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な適切な運動・スポーツプログラムを提供し、実践することにより、健康長寿延伸を目指す。</p> <p>《スポーツを通じた女性の活躍促進》</p> <p>「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」を設置し（H29～令和元年度）、「女性スポーツの促進方策」を取りまとめた。女性の世代ごとのスポーツ実施率の向上、団体の女性役員の増加、女性指導者の育成を取組の柱として、女性アスリートの育成・支援、女性スタッフ配置の支援、女性コーチの育成、女性のスポーツ参加促進、スポーツ団体がバナンスコードにおける女性理事割合の設定、スポーツ団体における女性役</p>

員の育成・マッチング支援、「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」の作成やハンドブックを活用した研修会等を実施した。今後とも「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」で得られた方向性に留意しつつ、取組（若年期女性のスポーツ実施率向上、女性特有の課題に配慮した指導を行うことができる指導者の育成、スポーツ団体ガバナンスコードに基づく女性理事の登用促進、女性アスリートを対象とした教育機会の提供や、指導者（コーチ、部活動指導者）やスポーツ団体関係者等へ広く教育を推進、女性のロールモデルのキャリアパス事例を発信、主にASEAN諸国を対象として、持続的な女性スポーツに関する協力を推進等。）を実施。

【経済・地域の活性化】

《スポーツの成長産業化》

スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大するべく、スタジアム・アリーナ改革や中央競技団体の経営力強化、スポーツオープンイノベーションの推進等を通じてスポーツの成長産業化に取り組んできた。

政策数値目標として掲げたスポーツGDPは、総額を見ると概ね順調に推移をしてきているが新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化の影響により先行き不透明な状況となっている。既にスポーツ×テクノロジーにより多視点映像技術や各種データ活用等の取組が始まりつつあり、これらを支えると共に、今後はアフターコロナ/withコロナにおいて、従来のスポーツの楽しみ方の付加価値向上と、新たな収益源化が求められる。スポーツオープンイノベーション推進やスタジアム・アリーナ改革、中央競技団体の経営力強化等を引き続き推進することにより、これらの動きを後押しするとともに、スポーツへの投資を促進し、社会課題の解決・地域課題の解決に貢献するスポーツ産業の成長産業化を目指していく。

スポーツ市場の推計指標として、スポーツGDPの精緻化を進めるとともに、当面の間は、引き続き、2025年のスポーツ市場規模15兆円を目指すとともに、コロナによる影響、海外諸国のスポーツGDPとの比較分析等を行っていく。

進捗状況と展望

《スポーツを通じた地域活性化》

スポーツを通じた地域活性化については、インバウンドの増加や大規模国際スポーツ大会の開催等を背景に、地域外からの交流人口拡大（アウトナー施策）に関する3つの政策数値目標は順調に推移してきたが、コロナ禍により今後は不透明な状況となっている。また、持続的な活動を行うための担い手の確保・質の向上や大会レガシーとして地域に何を残すかといった新たな課題も出てきたところである。このため、今後は国内需要も含めてこれまでのアウトナー施策を一層強化するとともに、関係部署と連携して地域内の交流人口拡大・健康増進・共生社会等（インナー施策）を推進することにより、スポーツの持つ多様な価値を活かした「まちづくり」に総合的に取り組んでいく。

【国際貢献】

スポーツ国際戦略を踏まえた取組により、IF等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモローによる裨益国・者数などの目標数値は達成された。また、UNESCOのスポーツ大臣会合、アジアを中心とした政府間会合への積極的な参画やカザンアクションプラン等の成果文書の取りまとめへの参画、ラグビーワールドカップ2019の開催、オリパラ教育やスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化の推進等を行ったことなど、国際貢献に対する一定の成果が認められる。一方、諸外国のスポーツ関係機関との関係や国際的スポーツ産業展開については、セミナーやフォーラムを通じての情報周知を実施することはできたものの、継続的な取組が十分に実現されたとまでは言えない。

これらの現状を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを活かしつつ、スポーツを通じた我が国の国際的地位の維持・向上やSDGsへの貢献、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等は継続的に実施する。特にアジア地域のスポーツ振興に対して、我が国がリーダーシップをとり、先方のニーズを踏まえた上で、競技指導やガバナンス支援等のソフト面で戦略的支援体制を整備し、レガシー・ノウハウを提供していく。また、スポーツ産業の国際展開も推進していく。さらに、団体スポーツ界の意思決定に積極的に参画するために、IFのポスト獲得は重要であり、引き続き国際スポーツ団体における継続的・安定的なポジション確保のための方策を検討していく。

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
各施策項目における数値目標の進捗状況等

○項目（1）スポーツを通じた共生社会等の実現

◆施策項目① 障害者スポーツの振興等

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%	-	20.8%	-	25.3%	24.9%		40%程度	障害者（成人）のスポーツ実施率は増加傾向がみられるが、全体の半数以上(R2:53.6%)がスポーツを全く実施しておらず、スポーツ実施率の向上のためには非実施者のスポーツ実施を促進する必要がある。引き続き、地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備の促進を図り、さらに、地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートできる人材の育成を図る。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者（若年層（7～19歳））の週1回以上のスポーツ実施率	31.5%	-	29.6%	-	30.4%	27.5%		50%程度	障害者（7～19歳）の週1回以上のスポーツ実施率は横ばいであるが、週3回以上の実施率は伸びており、実施する者とならない者の二極化が生じている恐れがある。若年層の障害者のスポーツ参加の促進に向け、阻害要因・促進要因等について障害種や程度別に把握した上で、更なる分析を進める。また、障害者の中には、体育の授業の全部又は一部参加できなかった者がおり、そのためにスポーツから離れてしまった場合があると考えられるところ、学校の体育におけるアダプテッドなスポーツのモデルを構築し、その成果の普及を図る。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況	40.0%	-	35.2%	38.3%	38.0%			50.0%程度	多くの総合型スポーツクラブにおいて障害者へのスポーツクラブの提供に関するノウハウや受け入れ態勢が十分整っておらず、参加状況の進捗は進んでいない。
--------------------------	-------	---	-------	-------	-------	--	--	---------	--

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツ指導者数	2.2万人	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人			3万人	着実に増加していることから、引き続き取組を実施していく。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
活躍する場がない障害者スポーツ指導者の割合	13.7%	-	-	-	-			7.0%	数値目標に係る実績値については現在統計をとっていないが、障害者スポーツ指導者数は着実に増加しており、障害者スポーツ推進プロジェクト事業等においても指導現場で活躍いただいている。他方、障害者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度いるところ、資格が役立っていないと考えている層が一定程度いる。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツの直接観戦経験者の割合	4.7%	-	3.8%	-	-			20.0%	障害者スポーツの直接観戦経験者の割合は「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告（日本財団パラリンピック研究会）によるとH27(4.7%)からH29(最新値：3.8%)となっている。なお、障害者スポーツに対する理解に係る参考指標として、障害者スポーツ関連新聞記事数に着目すると、H27は4,714件であったところR2は7,646件と大きく増加しているという研究結果もある。

スポーツツーリズム 関連消費額	約2,204億円	約2,542億円	約2,702億円	約2,892億円	約3,584億円				3,800億円	R1年度末時点で目標値に対して86.5%の進捗となっており、ラグビーワールドカップ等の開催を背景に順調な伸びを示している。一方、現在はコロナ禍の影響により国内旅行者数は減少しており、目標の達成は不透明な状況となっている。ポストコロナ時代に向けて、付加価値の高いスポーツツーリズムコンテンツの充実、公衆衛生を含めた受入環境整備、正確で有効的な情報発信等、国内旅行者に選ばれる地域づくりを行っていく必要がある。また、地域内向けの交流人口拡大・健康増進・共生社会等（インナー施策）も包括して、総合的に「地域振興」に取り組んでいくことが必要。
--------------------	----------	----------	----------	----------	----------	--	--	--	---------	---

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
地域スポーツコミッションの設置数	56団体	83団体	99団体	118団体	159団体		170団体	R2年10月時点で目標値に対して93.5%の進捗となっており、国際スポーツ大会の開始等を契機に、地域で新規設立が促進されている。一方、少なからず活動を縮小・停止している組織もあり、新規設立の促進に加え、既存組織の活動内容の充実も図っていく必要がある。今後の地域スポーツコミッションの在り方について検討を行う、複合的な事業展開により、自主財源を確保しつつ、公共スポーツサービスの提供や経済効果をも創出する地域に不可欠な事業体（ハイブリット型事業体）に発展させていく必要がある。

○項目（3）スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
IOC、IPC、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数	25人	29人	30人	35人			35人	目標の35人をR1年度時点で達成している。今後は、IF役員ポスト35人の維持・拡大に向け、国際スポーツ団体における継続的・安定的なポジション確保のための方策を検討する必要がある。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツ・フォー・トゥモローによる裨益国・者数	193か国 348万人	202か国 664万人	202か国 964万人	204か国 1,207万人			100か国 1,000万人	R2年3月末までに、数値目標を達成している。今後は、令和4年度以降の事業展開についても検討していく。

第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

※数値目標は下線

<p>政策目標</p>	<p>国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。 日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。</p>
<p>進捗状況と展望</p>	<p>第2期スポーツ基本計画策定以降、オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ」という。）の開催は2018年の平昌冬季大会のみであり、現時点において、オリパラにおける金メダル数についての評価は困難であるが、オリパラの開催年以外においても、各競技の世界最高峰の大会（世界選手権等）におけるメダリストやメダルポテンシャルアスリート（MPA※）の輩出等が着実になされており、一定の成果は挙げているものと考えられる（例：夏季オリンピック競技においては、MPA数が増加傾向にあり、平成29年度から令和元年度にかけて、毎年110名を超えるMPAを輩出）。</p> <p>東京2020大会及び北京2022大会の結果も含めた、政策目標の達成状況の評価を踏まえ、「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」及び第2期スポーツ基本計画のもとでの国際競技力向上施策の検証を行う。政策目標については、オリパラにおける金メダル数以外の指標を含め、我が国の国際競技力向上に係る目標設定の在り方を改めて検討する。具体的な施策の検討に当たっては、従来の取組の成果と実績を引き継ぎつつ、限られた予算の中で最大の効果が得られるよう、各施策の目的や役割、施策相互の関係性を再整理し、効率的な実施方法・実施体制を整える。</p> <p>(注)MPA…各競技のオリンピック・パラリンピック及び世界選手権等の最高峰の大会をベンチマーク大会として設定し、その大会において8位以上に入った選手等</p>

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
過去最高の金メダル数（オリンピック）	夏季12（2016 リオ） 冬季1（2014 ソチ）	冬季4 （2018 平昌）	—	—	—	夏季xx （2021 東京） 冬季xx （2022 北京）	夏季16 （1964東 京、2004ア テネ） 冬季5 （1998長 野）

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
過去最高の金メダル数（パラリンピック）	夏季0（2016 リオ） 冬季3（2014 ソチ）	冬季3 （2018 平昌）	—	—	—	夏季xx （2021 東京） 冬季xx （2022 北京）	夏季17 （2004アテ ネ） 冬季12 （1998長 野）

第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

※数値目標は下線

<p>政策目標</p>	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。</p>
<p>進捗状況と展望</p>	<p>【コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進】</p> <p>《スポーツ・インテグリティの確保》</p> <p>スポーツ・インテグリティの確保については、スポーツの価値を毀損しかねない不祥事案が相次いだことを受けて、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日）を策定し、これに基づいた取組を推進してきた。また、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」を設置し、スポーツ政策をめぐる重要課題について、行政関係機関及びスポーツ統括団体間の協議を行い、相互の緊密な連携の下、諸施策の円滑かつ効果的な実施を図っている。</p> <p>《スポーツ団体のガバナンス確保》</p> <p>スポーツ団体のガバナンス確保については、スポーツ審議会インテグリティ作業部会を設置するとともに、スポーツ団体の組織運営を行う上での原則・規範を示すスポーツ団体ガバナンスコードを策定し、統括団体による適合性審査を実施する等、関係機関と連携しながら実効性の担保に取り組んでいる。加えて、日本スポーツ振興センターにおいて、スポーツ団体のコンプライアンス及びガバナンスの現況に関する継続的なモニタリングを実施するとともに、「スポーツ団体ガバナンス調査支援委員会」を設置し、令和3年1月より相談受付を開始している。</p> <p>《アスリートの権利保護》</p> <p>アスリートの権利保護については、スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、通報窓口の構築やスポーツ仲裁自動応諾条項の採択を求めるとともに、日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査制度の、利用対象者の範囲をJOC、JPC及びそれらに加盟する中央競技団体が指定する強化指定選手にまで拡大するとともに、LINEを活用したSNS相談窓口の導入を実施している。</p> <p>《コンプライアンスの徹底》</p> <p>コンプライアンスの徹底については、スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、コンプライアンス教育の実施やコンプライアンス委員会設置</p>

を求めているほか、スポーツ指導者の資質向上のため、日本スポーツ協会が行う公認スポーツ指導者制度にモデル・コア・カリキュラムの導入を進めた。加えて、スポーツ団体が活用できるハンドブックの作成及びそれらを活用した教育研修モデルの開発や他団体の参考となる先進事例の形成を実施してきた。

今後は、スポーツ団体ガバナンスコードに基づく各団体の取組の進捗状況を継続的に確認するとともに、日本スポーツ振興センターや各統括団体と連携しながら団体間に共通する課題を把握し、必要な支援を行っていくことが重要である。また、適合性審査が一巡した際には、必要に応じてガバナンスコードの見直し・アップデートを行うことも考えられ、そのために、海外のスポーツ団体ガバナンスの取組の状況についても知見を蓄積していくことが必要である。さらにスポーツ指導における暴力の根絶に向けて、これまでも取組に加えての実態の更なる把握を進めるとともに、相談窓口の整備や指導者への教育の徹底などを推進する必要がある。

【ドーピング防止活動の推進】

2018年10月のスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（以下「ドーピング防止活動推進法」という。）の施行等を踏まえて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、ドーピング検査体制の整備、ドーピングに関する情報の共有を円滑に行う枠組みの構築、ドーピング防止教育の充実、検査方法等の研究開発の体制整備、多様な機関・団体と連携・協力した国際貢献等に着実に取り組み、ドーピング防止活動の質と量の両面から強化することができた。

今後は、これまでの取組の成果を東京大会のレガシーとして有効に活用して、国内外のドーピング防止活動のより一層の充実に取り組むとともに、2021年1月に新たに発効した教育に関する国際基準や結果管理に関する国際基準をはじめとした国際的なルールに適切に対応していく必要がある。

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上
各施策項目における数値目標の進捗状況等

◆施策項目① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されているスポーツ団体の割合	45.0%	54.9%	56.8%	59.2%			100.0%	障害者スポーツ団体や都道府県体育協会等において、組織体制の弱さや団体内での認識不足によって、未だに整備率が低いことから、これらの団体に対し、意識啓発やコンサルティングを重点的に実施していくことが必要。

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進</p> <p>国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。</p>	<p>ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会を充実を図る。</p> <p>イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。</p> <p>ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて、健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。</p> <p>エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。</p>	<p>○スポーツの「楽しさ」や「喜び」等を実感するためのスポーツへの多様な関わり方を分かりやすく提示するとともに、スポーツ参画への阻害要因に対するアプローチ方策について、具体的な実践例を交えて広く発信することを目的に「スポーツアクション推進ガイド～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を平成30年3月に策定した。具体的には、「する」スポーツの推進については世代ごとにスポーツに参加できない阻害要因や課題を分析し、関係者に期待される世代別のアプローチ方策を紹介し、「みる」「ささえる」スポーツは関係者が既に行っている様々な取組の見える化を図ることで、それぞれのスポーツ参画の方策をわかりやすく提示した。また、地方公共団体のスポーツ主管課やスポーツ団体等へ周知及びスポーツ庁ホームページで公開した。</p> <p>○「働く世代のスポーツを通じた健康増進に関する調査」（平成29年3月）「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（～令和2年）にてスポーツに対するニーズや阻害要因を調査した。</p> <p>○ビジネスパーソンを対象に通勤時間などの隙間時間に「歩く」ことを推奨する「FUN+WALK PROJECT」を開始し、歩きやすい服装での通勤スタイルの普及を促進した（平成29年度～）</p> <p>○従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度を創設した（平成29年度～） 【認定企業数】 H29年217社、H30年347社、R元年533社、R2年623社</p> <p>○スポーツ無関心層の意識・行動変容を目的とした取組として「新たなスポーツの開発・普及、アプローチ展開」を実施した（平成29年度～令和元年度）</p> <p>○「運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業」において、高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な楽しい「スポーツプログラム」を作成し（H29年度）、作成時の調査結果やコンセプトを踏まえ・高齢者の生活基盤となる地域コミュニティにおいて継続的な実施を可能とするため、地方自治体や関係組織・団体等との連携モデルを構築した（H30年度）</p> <p>○「スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生（H27・28年度）、運動・スポーツ習慣化促進事業（H29・30年度、R1年度）」において、地方公共団体が総合型地域スポーツクラブ等の域内の関係団体と連携し、高齢者のスポーツを通じた健康づくりに資する取組を支援した。</p> <p>○成人のスポーツ実施状況に関する調査は内閣府において3年に1回実施されていたが、平成28年度からは、毎年実施し、詳細な分析を可能にするため、標本数を20,000人に拡大した上でWebを使用した調査に切り替えている。</p>	<p>●左記のスポーツアクション推進ガイドが学校や地方公共団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツに関する研究者やスポーツ指導者等にさらに活用していただけるように、取組の効果検証及びエビデンスを構築し、普及啓発に努めていくことが必要。</p> <p>●引き続き、ライフステージに応じた国民のスポーツ実施に向けての環境整備、機運醸成を行う必要があり、機会の提供等の「量」的な観点からのアプローチも引き続き実施するとともに、体力の向上等の「質」的なアプローチについても検討し、質・量の両面からのスポーツ実施について検討していくことが必要。</p> <p>●「Sport in Lifeプロジェクト」等において、スポーツ無関心層のスポーツ習慣づくりに向けた普及啓発活動を実施するとともに、実証実験を通して仕事や家事等で忙しい働き盛り世代や女性など、依然としてスポーツの実施率が低い層をターゲットに運動・スポーツを実施できる環境の整備が必要。</p> <p>●高齢者がスポーツに参加することは介護予防の観点からも極めて重要であるが、高齢者は疾患やリスクを有することが多く個人差が大きいため、スポーツをする際には様々な配慮が必要である。したがって、高齢者のスポーツ参加においては、安全かつ効果的な個々に応じたスポーツプログラムが必要であることから、既存の楽しい「スポーツプログラム（H29年度作成）」を見直し、厚生労働省や医療機関と連携しながら内容を更新し、「運動・スポーツ習慣化促進事業」等で普及啓発を図る。</p> <p>●各地域ごとの分析ができる調査方法の検討が必要。</p>

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上</p> <p>学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。</p> <p>その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「や嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。</p>	<p>ア 国は、体育・保健体育の学習指導要領の改訂において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、指導内容の改善を図ることにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図る。</p> <p>イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手な児童や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。</p> <p>エ 国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。これに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・保健体育の授業等を改善する。</p>	<p>○平成29年3月に改訂した学習指導要領においては、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮するとともに、障害のある児童生徒などについて指導等の工夫を計画的、組織的に行うこととした。改訂した学習指導要領については、毎年指導主事会議においてその趣旨を説明し、徹底を図った。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症対策に留意した体育や運動部活動の実施例などを教育委員会や学校に示した。</p> <p>○「武道等指導充実資質向上推進事業」において、教員の指導力向上や外部指導者の活用による武道授業の指導力強化や地域の実態に応じた特色ある武道指導の実践研究を行った。外部指導者を活用した複数種目の武道指導など多様な武道指導についての実践研究を行った。武道団体には外部指導者育成の事業を委託することで、中学校における武道指導の支援体制の強化を図った。</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書において、小学校体育専科教員の配置による効果等の分析結果を示した。</p> <p>体育・保健体育指導力向上研修（実技研修）は、運動が苦手・意欲的でない児童生徒への指導の観点を追加し、研修内容の充実を図った。</p> <p>○全国体力調査結果を学校や自治体に周知する際に、学校や教育委員会で取り組んでいる優良事例も情報発信することで、学校等における授業の改善や子供の体力向上施策の取組の促進が図られた。</p> <p>※すべての児童・生徒の体力向上にかかる取組の実施を行ったか。</p> <p>行わなかった小学校(H27)11.4%→(H30)7.4% 行わなかった中学校(H27)54.6%→(H30)37.8% ※授業の目標（めあて・ねらい）を生徒に示している。 中学校(H28)52.9%→(H31)59.1% ※授業で学習したことを振り返る活動を取り入れている。 中学校(H28)39.3%→(H31)44.4% ※授業で生徒同士で助け合ったり、役割を果たしたりする活動を取り入れている。 中学校(H28)35.9%→(H31)38.4% ※授業で生徒同士で話し合う活動を取り入れている。 中学校(H28)18.6%→(H31)72.6%</p>	<p>●体育の授業では、感染症対策を行いつつ、多様な学習を実施し、運動量を確保していくことが課題である。</p> <p>●武道を担当する教員の指導力向上及び外部指導者の活用、安全に武道を実施する環境整備を行う必要がある。</p> <p>●児童生徒の体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、平成30年度までは緩やかな向上傾向であったが、令和元年度調査で、小・中学生の男女ともに体力の低下がみられ、小学生男子が過去最低の記録となった。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、更なる運動不足・体力低下が懸念される。</p> <p>●体育の授業において、楽しく安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導を行うことが必要である。</p> <p>●児童生徒のスクリーンタイムの増加とともに、運動やスポーツに取り組む時間が低下傾向にあり、平日の放課後や休日の運動時間を確保するための取組を推進する必要がある。</p>

<p>オ</p>	<p>国は、教員、生徒及び保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医・科学的の観点等を取り入れた運動部活動の在り方に関する調査研究を実施する。</p> <p>その結果等を踏まえ、日本中学校体育連盟（中体連）や全国高等学校体育連盟（高体連）等と連携し、生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や、複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。</p>	<p>○平成29年度に実施した「運動部活動等に関する実態調査」及び「運動部活動に関するスポーツ医・科学的調査研究」を踏まえ、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、周知・徹底を図ることで、活動時間の適正化や生徒のニーズに応じた活動及び地域と協働・融合した活動を促進した。さらに、ガイドラインを踏まえた実践的な取組について研究する「運動部活動改革プラン」を実施している。</p> <p>○合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成・公開を各競技団体に要請し、手引きを活用した合理的で効率的・効果的な運動部活動の推進を図っている。また、自治体における部活動指導員の配置を支援するために、補助事業及び地財措置を実施しており、配置数は増加している。</p> <p>○運動部活動については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（R2.9.1）」において、①休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、②部活動の指導を希望する教師は、休日に指導を行うことができる仕組みを構築すること、③生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ活動を実施できる環境を整備することを目指している。</p>	<p>●ガイドラインに則した部活動改革を実現することが必要である。</p> <p>●不適切な指導や体罰事案の根絶、部活動指導員の人材確保が必要である。</p> <p>●持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革とそれに伴う地域スポーツ環境の整備が必要である。</p> <p>指導者の確保については、競技経験のある者が所属する民間企業や体育系大学の協力を得ていく必要がある。</p>
<p>カ</p>	<p>国及び地方公共団体は、運動部活動が、学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため、スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について中体連、高体連、スポーツ団体、総合型クラブ、民間事業者等と連携し、配置を促進する。</p>		
<p>キ</p>	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し、活用を促すことで、幼児期からの運動習慣づくりを推進する。</p>	<p>○「幼児期運動指針」に即した「子どもの運動習慣アップ支援事業」や「幼児期からのアクティブ・チャイルドプログラム普及講習会」等を実施し、幼児期からの運動習慣づくりの重要性を、各幼稚園や保護者等に啓発した。</p>	<p>●「幼児期運動指針」については、今後の全国の幼稚園等への継続した周知方法や活用方法の検討が必要である。</p>
<p>ク</p>	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により、放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し、小学生の運動経験の充実を図る。</p>	<p>○「子どもの運動習慣アップ支援事業」や「アクティブ・チャイルドプログラム普及講習会」等を実施し、プレイヤーを活用した日常的に運動・スポーツを実施する習慣の支援や、保護者に対し、子供の多様な運動をする必要性を啓発した。</p>	<p>●「アクティブ・チャイルド・プログラム」等の運動遊びプログラムの重要性について、保護者の理解を得るには常に世代が入れ替わるので継続した啓発が必要であるとともに、運動遊びの実践や普及できる指導者の継続した育成、及び運動遊びの定着に向けた取組の推進が必要である。</p>

	<p>ケ 国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信し、参加を促進させることにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。</p>	<p>○スポーツ少年団の令和元年度の実績として、複数種目実施している団は3,113団（団員数は88,784名）あり、スポーツ少年団ブロック指導者協議会や、全国スポーツ少年大会では、「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及や多様なスポーツ経験の機会を提供し、総合型クラブにおいては公式メールマガジンを活用しクラブ関係者に対し、好事例の情報発信を実施した。</p>	<p>●複数種目を実施している団数の減少は総団数の減少より顕著な状況であるため、少年団指導者等に、運動機能の基礎を形成する時期に、複数種目の実施や多様なスポーツの経験が重要であることを更に周知することが必要である。加えて、少年団と総合型クラブが連携して、地域課題の解決に際えることができる、地域スポーツクラブとしての組織基盤構築を目指し、子供が活動に参加しやすい環境整備を行うことが必要である。 ※複数種目団数:H27 3,816団、R元 3,113 団 (対H27▲18.4%) 総団数: H27 33,077団、R元 31,302団 (対H27▲5.4%)</p>
	<p>コ 国は、日本スポーツ振興センター（JSC）及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより、重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。</p>	<p>○毎年、体育活動中の事故防止に関する通知を各教育委員会等に発出し、注意喚起を行うとともに、事故防止セミナーを平成29年度11箇所、平成30年度12箇所、令和元年度13箇所で開催（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）した。さらに、セミナーの資料及び年度毎にテーマを設定し作成した広報物をHP掲載することで事故防止の啓発を行った。 ※体育活動中の死亡・重大事故件数 (H28)24件→(H30)7件</p>	<p>●重大事故は減少傾向にあるが、依然として発生している状況にあり、事故防止の取組を継続して実施していく必要がある。</p>
	<p>サ 地方公共団体は、国の支援も活用しつつ、耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより、学校における子供のスポーツの場を充実する。</p>	<p>○地方公共団体が実施する学校水泳プール整備事業（耐震補強含む）、中学校武道場新改築事業及び屋外教育環境施設整備事業に対し補助金を交付した。 公立学校の水泳プール設置率：79.5%→78.6%、公立学校（小・特支を除く）の武道場設置率：65.2%→66.2%、公立学校の屋外運動場の芝生整備率：8.5%→8.1%（平成28年5月1日時点→令和元年5月1日時点）</p>	<p>●引き続き、子供が安心してスポーツに親しめる環境の整備に努めることが必要である。</p>
	<p>シ 国及び国立青少年教育振興機構は、野外活動等に関する指導者の養成や家庭・社会への普及啓発等を通じて、国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成する。</p>	<p>○「あそびの日」キャンペーンを実施しスポーツ・レクリエーションの活動を推進したり、令和2年度第1次補正で「子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン」を実施し、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において、子供と一緒に楽しく運動したり、体験活動等を実施する「新しい生活様式」に対応した機会を提供した。</p>	<p>●スポーツ・レクリエーション活動や運動遊びの重要性について、スポーツ団体等の指導者、保護者の理解は十分ではなく更なる周知が必要であるとともに、運動遊びを実践できる指導者も不足しており、継続した育成が必要である。</p>

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ</p> <p>官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、<u>成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づく</u>ことを目指す。</p>	<p>ア 国は、産業界、地方公共団体及び保険者等と連携し、通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の展開や民間事業者の表彰等を通じて、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりを推進するとともに、民間事業者における「健康経営」を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。</p> <p>イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体と連携し、特別支援学校や総合型クラブ等において障害者スポーツに取り組みやすい環境を整備するなど、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組を推進する。</p>	<p>これまでの取組と成果</p> <p>○ビジネスパーソンを対象に通勤時間などの隙間時間に「歩く」ことを推奨する「FUN+WALK PROJECT」を開始し、歩きやすい服装での通勤スタイルの普及を促進した（平成29年度～）</p> <p>○従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度を創設した（平成29年度～） 【認定企業数】 H29年217社、H30年347社、R元年533社、R2年623社</p> <p>○一人でも多くの人が日常的にスポーツに親しむ社会の実現を目指す「Sport in Lifeプロジェクト」を開始し、趣旨に賛同する団体が公営されるコンソーシアムを創設して、産業界、地方公共団体及び保険者等との連携強化を促進した（R元年度～） 【コンソーシアム加盟団体数】 1,067団体(R3.1現在)』</p> <p>○スポーツを通じた女性の活躍促進会議を設置した（平成29年～令和元年度）。</p> <p>○スポーツ未実施層を対象とした現状把握調査を実施し（平成29年度）、「女性のスポーツ参加促進事業」において、女性のスポーツ参加促進やライフイベントの変化があっても継続的にスポーツを実施できるスポーツメニュー、スポーツプログラムを作成した（平成30年度）。</p> <p>○スポーツ参加に消極的な女性に対し、「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施し女性スポーツアンバサダーを任命、楽しく体を動かせるオリジナルダンスを作成し、スポーツ庁ホームページやSNSで発信した。（令和元年度）</p> <p>○女性のスポーツ実施の重要性を啓発する為、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントに参画（平成30年度）した。</p> <p>○鯖江市JK課プロジェクトとの連携による、運動プログラムのモニター実施及び「お洒落でゆるい運動会」への参加など、若年期のスポーツ実施率向上のために連携した（令和元年度）</p> <p>○女性スポーツオリジナルダンスを普及する為、動画配信アプリにて配信した。また、エネルギー低回転型の女性の健康課題、日本人の座りすぎの健康リスクについて周知する為、わかりやすい説明動画を作成し、動画配信アプリにて配信した。（令和2年度）</p> <p>○平成30年度に作成したスポーツプログラム「Myスポーツメニュー」をSILコンソーシアム加盟団体である武蔵野美術大学と協力し、学生による各メニューの動きのイラスト作成を依頼した。（令和2年度）</p> <p>○SIL推進プロジェクトにおいて、育児期の女性とその子どもを対象とした、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験を実施した。（令和2年度）</p>	<p>課題</p> <p>●「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいではない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もするつもりはない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチが必要。</p> <p>●「Sport in Lifeプロジェクト」等において、スポーツ無関心層のスポーツ習慣づくりに向けた普及啓発活動を実施するとともに、実証実験を通して仕事や家事等で忙しい働き盛り世代や女性など、依然としてスポーツの実施率が低い層をターゲットに運動・スポーツを実施できる環境の整備が必要。</p> <p>●女性に多い健康課題（痩せ、骨量不足等）に係るスポーツの有効性を含む女性スポーツの必要性の周知と普及（本人のほか、周囲（職場、配偶者等）の協力を得るためにも必要）が必要。</p> <p>●個人の属性（就業状況、子どもの有無等を含む）・性格等で分類するなどの分析と実施策の検討が必要。</p> <p>●女性アスリート向けに蓄積されたデータを一般女性への普及啓発に活用することの検討が必要。</p> <p>●依然として障害者のスポーツ実施率は健康者に比べ低く、引き続き障害者が身近にスポーツができる場所を確保し、障害者自身にそれらの情報を伝えていくことが必要。</p>

	<p>エ 国は、スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術及び娯楽などのエンターテインメントとの融合や、ITを活用したスポーツの魅力向上等の民間事業者の取組を支援することにより、スポーツに関心できなかった人の意欲向上を図る。</p>	<p>○FUN+WALK PROJECTにてビジネパーソンを対象に「歩きやすい服装」を提案するなど、ファッションを切口とした運動・スポーツの実施を推進した。</p> <p>○スポーツが得意でなくても楽しめる新たなルール・スタイルによるスポーツの開発や普及を目的とした事業を実施しハンドブックを作成したほか、スポーツ×●●をテーマとしたスポーツ実施率向上のための施策募集（バブコン）を開催し、一部を事業化した。</p> <p>○Sport in Lifeコンソーシアムにはスポーツ関係団体のほか、文化、ITといった異分野から多くの団体に加盟いただき、令和2年度からスポーツとは異なる視点からスポーツ未実施者を取り込む新たな実証事業を支援している。</p>	<p>●Sport in Lifeコンソーシアムにおける、異分野の加盟団体間の連携によるスポーツ実施者を増やす取組は始まったばかりで、スポーツ実施者の増加に繋がる成果、好事例が不足しているため、成果の蓄積及び好事例の収集・展開が必要。</p>
--	---	--	---

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>①スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保</p> <p>スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。</p>	<p><スポーツに関わる人材の全体像の把握></p> <p>ア 国は、指導者、専門スタッフ、審判員、大会等運営スタッフ、サポーター、ボランティア及び団体等の経営人材などスポーツに関わる人材の数や有給、無給等の属性の特徴について調査研究を実施し、全体像を明らかにする。</p> <p><アスリートのキャリア形成></p> <p>イ 国は、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）等のスポーツ団体、中学校・高等学校・大学等の教育機関及び経済団体と連携し、アスリート経験者のキャリアに関するデータを蓄積するとともに、アスリートに対する大学での学習支援の充実やセミナーの開催などを通じて、アスリート等の人間的成長やデュアルキャリアの取組を促進する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。</p> <p>エ 国は、JOC及びJPCが提携して行う民間事業者と現役トップアスリートをマッチングする就職支援制度「アスナビ」の利用促進や、学び直し支援のためのセミナーを実施することなどにより、アスリートの民間事業者等での就業を促進する。</p> <p><スポーツ指導者の育成></p>	<p>○令和2年度に、スポーツ人材に関する全体像とともに、育成等に関する課題やグッドプラクティス等を把握することを目的とした「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。中央競技団体やトップリーグに所属するクラブチーム、スポーツ少年団などのスポーツ団体における、指導者や審判員などの資格別人数、専業/兼業、有給/無給の状況等を整理。</p> <p>○平成28年度から、スポーツ界、教育界、経済界などが連携して、アスリートのキャリア課題について、検討、解決案を提案するため会員が保有する資源や情報を共有しながら、連携・協働・支援を促進する「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」を運営。令和3年1月現在、43団体が参画しており、本コンソーシアムにおいて、会員間の情報共有の場の提供や会員主導による以下のプロジェクトを実施。</p> <p>〔令和元年度におけるコンソーシアムの調査において、アスリートのキャリア支援の取組を行っていると回答した競技団体・リーグは、約44.9%〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア期及び大学生に向けたデュアルキャリア育成プログラムの開発及び研修 ・アスリートへのキャリア支援に関する取組・意識の実態調査 ・アスリートの人材価値を社会に発信するためのカンファレンスの実施 ・社会人アスリートに対するキャリア支援プログラムの実施 ・プロスポーツチームや競技団体等、アスリートの身近な存在として実際に研修会や情報提供を行いキャリア支援を行うアスリートキャリアコーディネーターの育成 <p>○「アスナビ」を経て、平成22年から令和2年5月現在にかけて、300名以上のアスリートが約200社の企業に就職した。また、平成28年度より、「アスナビNEXT」として、トップアスリートが現役を引退し、次のステージへスムーズに移行する為の支援として、社会人アスリートに対する意識啓発のセミナー等を実施している(年4~6回程度)。</p>	<p>●指導者の不足を課題として抱えるスポーツ団体が多く存在することや、スポーツ現場に立つスポーツ人材のうち、資格を有する者の割合が少ないこと等が、課題として明確になった。</p> <p>●スポーツキャリアサポートコンソーシアムの取組や、競技団体・チームによる取組の好事例を、より多くのスポーツ団体に浸透させることにより、スポーツ界が一体となってキャリア支援に取り組むことが必要。</p> <p>●アスリートが地域での運動指導に関わる機会の拡大について、これまで有効な取組を行っていない。</p> <p>●アスリートへの職業紹介事業を整備するだけでは、アスリート自身が民間企業等で働くことへの抵抗感（自分に競技以外何ができるのか分からない、何がしたいか分からない、競技をできるだけ長く続けることだけを優先してしまう、等）を感じてしまっている場合に円滑なマッチングが難しい。</p>

<p>オ</p>	<p>国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を大学やスポーツ団体等へ普及することにより、指導内容の質を確保するとともに、日体協自ら同カリキュラムを指導者養成講習会等に導入する際、オンラインコンテンツによる講習等を充実する。</p>	<p>○公認スポーツ指導者養成講習会の免除適用コースを開講する団体におけるモデル・コア・カリキュラムの導入状況→「モデル・コア・カリキュラム」導入団体(大学・専門学校)数：237団体中72団体 (R2)</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムの普及にあたっては、アクティブラーニングによる学びを活用することとし、受講者の学びを支援する講師として、コーチデベロッパーを養成。</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムを導入する大学・専門学校において、コーチデベロッパーの配置を義務付け、学生の学びの質を確保。</p> <p>○公認スポーツ指導者養成講習会において、eラーニングを用いた事前学習や事後学習を実施するほか、一部の研修会をオンラインで実施。</p>	<p>●養成講習会の免除適用コースを開講する全ての団体(大学・専門学校)及び独自の制度・カリキュラムにより指導者の養成を行っている団体の養成講習会において、モデル・コア・カリキュラムやその要素の導入を進めていくことが必要。</p> <p>●集合型研修では、住んでいる地域や仕事等の都合により受講がしにくい層も多いことから、実技を含むすべての講習におけるオンラインの活用を促進することが必要。</p> <p>●以前のカリキュラムで資格を取得した指導者には、モデル・コア・カリキュラムの内容が浸透されていないため、コーチデベロッパーの活用や、オンライン形態(オンデマンドを含む)による研修機会や内容の充実と多様化を促進することが必要。</p>
<p>カ</p>	<p>国及び日本障がい者スポーツ協会(日障協)は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、<u>障害者スポーツ指導者の養成を拡充する(平成27年度現在2.2万人→目標3万人)</u>。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。</p>	<p>○令和元年度の「公認スポーツ指導者制度」改定時に、スポーツ指導者基礎資格として、短時間で取得可能な「スタートコーチ」及び通信講座で取得可能な「コーチングアシスタント」を創設。</p> <p>○スポーツ指導者基礎資格の保有者数(R2)</p> <p>スタートコーチ：696名 コーチングアシスタント：1,131名</p> <p>○大会の出場条件やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの登録基準等において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けた。具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央競技団体に対して、日本選手権等における監督等としての大会出場の条件や日本代表コーチの選出条件などに公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるよう、会議の場において要請。 ・令和2年度以降、スポーツ少年団において「指導者」と登録する場合は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有することを必須とした。 ・公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則において、必ず満たすべき運用ルールとして、クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有していることと、公認スポーツ指導者を養成している競技の指導者には公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることが規定された。 ・令和3(2021)年度からJOCナショナルコーチアカデミーの受講条件に、公認コーチ3以上の取得を義務付けた。 	<p>●障がい者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度おり、これらの人材の活用の促進を図ることが必要。</p>
<p>キ</p>	<p>日体協は、国の支援を通じ、運動部活動などの指導者向けに短時間で取得可能な資格を創設したり、スポーツ指導者の育成にかかる体制を整備したりするなど、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度を構築するとともに、原則として、指導現場に立つ全ての指導者が資格を有するよう求めることにより、指導者の質を保証する取組を促進する。</p>	<p>○令和元年度の「公認スポーツ指導者制度」改定時に、スポーツ指導者基礎資格として、短時間で取得可能な「スタートコーチ」及び通信講座で取得可能な「コーチングアシスタント」を創設。</p> <p>○スポーツ指導者基礎資格の保有者数(R2)</p> <p>スタートコーチ：696名 コーチングアシスタント：1,131名</p> <p>○大会の出場条件やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの登録基準等において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けた。具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央競技団体に対して、日本選手権等における監督等としての大会出場の条件や日本代表コーチの選出条件などに公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるよう、会議の場において要請。 ・令和2年度以降、スポーツ少年団において「指導者」と登録する場合は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有することを必須とした。 ・公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則において、必ず満たすべき運用ルールとして、クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有していることと、公認スポーツ指導者を養成している競技の指導者には公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることが規定された。 ・令和3(2021)年度からJOCナショナルコーチアカデミーの受講条件に、公認コーチ3以上の取得を義務付けた。 	<p>●公認スポーツ指導者資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が存在しており、更なる普及が必要。</p> <p>●国としても、関係団体への要請等を通じ、大会出場資格に指導者資格の取得を紐づけることを促していくなど、指導現場に立つ、より多くの指導者に資格保有を促すような取組を検討していくことが必要。</p> <p>●現状、指導者資格の講習会や研修会は、主に東京・大阪で実施されていることから、地方でも資格が取得できるよう、講習を受講しやすい環境を構築し、受講方法の多様化をさらに図ることが必要。</p>
<p>ク</p>	<p>国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。</p>	<p>○児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるよう、運動部活動改革プランにおいてスポーツ医科学に基づいた合理的・効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施するとともに、中央競技団体に対して、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成を要請しており、9団体において指導手引を作成・公表している。</p>	<p>●部活動の指導を担う教師の約半数が担当する競技種目の競技経験を有しない現状や教師の負担軽減の観点も踏まえ、生徒が専門的またはニーズに応じた指導を受けられる環境を確保していく必要がある。</p> <p>●指導手引について、中体連加盟18競技団体の中、9団体が未作成のため、その作成数を増やす必要がある。加えて、競技歴のない教員が部活動顧問を担う場合もあることから、動画コンテンツを作成するなど、活用の利便性を向上させる必要がある。</p>

ケ	<p>国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し、有資格者による指導の成果等を発信することにより、指導者の資格取得やステップアップを支援する。</p>	<p>○各競技団体の資格制度や育成・評価制度、指導者本人の活動状況を調査するため、令和2年度に「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。 ○日本スポーツ協会において、公認スポーツ指導者制度の発展やスポーツの振興に貢献した者に対する表彰を実施。</p>	<p>●指導者として資格を保持することのメリットや、有資格者による指導の成果（有資格者に教わることのメリット）等が社会的に十分認知されているとは言えない。</p>
コ	<p>国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。</p> <p><専門スタッフ、審判員、スポーツボランティア等></p>	<p>○令和2年度に、スポーツ人材に関する全体像とともに、育成等に関する課題やグッドプラクティス等を把握することを目的とした「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。中央競技団体やトップリーグに所属するクラブチーム、スポーツ少年団などのスポーツ団体における、指導者や審判員などの資格別人数、専業/兼業、有給/無給の状況等を整理。【再掲】</p>	<p>●地方公共団体、日本スポーツ協会及び中央競技団体というこれまでの連携体制の下では、抜本的にスポーツ指導者を「職」として確立させる環境醸成の切り口が見出せていない。個人事業主の実態を含めた把握と検討が必要。</p>
サ	<p>国及び日体協は、スポーツ団体及び大学等と連携し、医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学など専門的な知識・技術を有する人材の資質向上を促進し、アスリートの指導現場や総合型クラブ等への配置を充実することにより、アスリート等の健康管理と競技力向上を推進する。</p>	<p>○「公認スポーツ指導者制度」において、スポーツトレーナーやスポーツ栄養士の資格制度を設け、養成を実施。 →各公認スポーツ指導者資格の保有者数の推移（H29）→（R2） アスレティックトレーナー：3,453→4,331名 スポーツドクター：5,960→6,420名 スポーツデンティスト：235→585名 スポーツ栄養士：253→411名</p> <p>○「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」において、各チームにおける専門スタッフの資格取得状況等に関する調査を実施。</p>	<p>●スポーツ医・科学の発展に対応した講習内容の見直しを図り、資質向上を推進する必要がある。また、調査において、ナショナルチームレベルであっても、専門人材が確保できていないという声があることから、資格保有者のさらなる育成を進めていく必要がある。</p> <p>●スポーツ医学に関する専門的な知識・技術を有する人材の配置を広げ、安全・安心な形でスポーツの実施を普及させる観点から、例えば、大学内にあるスポーツ健康センターや医科学センター等の関連施設において公認スポーツ指導者（スポーツドクターやアスレティックトレーナー等）の配置を促進する必要がある。</p>
シ	<p>国は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。</p>	<p>○国際的対応ができるドーピング検査員を113名育成するなど、我が国における国際競技大会等の公平性・公正性を確保するために必要なドーピング検査体制を整備した。</p>	<p>●育成したドーピング検査員を東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして有効活用していく必要がある。</p>
ス	<p>国は、民間事業者及び大学等と連携し、競技団体への出向期間を勤続年数に通算することや、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関で役割に応じた業務に従事する仕組みの活用等、スポーツ指導者が一定期間指導に専念できる配慮を行うよう所属先へ要請することなどにより職場の理解を促進する。</p>	<p>○令和2年度に「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施し、ナショナルチームの指導者における専業/兼業の実態や、ナショナルチームが指導者に関して抱えている課題、指導者自身が感じている課題等について調査を実施。</p>	<p>調査の中では、「指導者が兼業により指導に従事していることに伴い、本業との兼ね合いで、指導の日程の確保が難しい」などの声が上がっているが、現在もヒアリング等を通じてとりうる対応を分析中であり、引き続き精査を続ける必要がある。</p>

セ	<p>JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。</p>	<p>○ナショナルコーチの資質向上 →JOCがナショナルコーチアカデミー（NCA）を開講（H29～R1年度：101名がNCAを修了）。競技を超えた連携や、受講者の学び直しの機会となり、受講者の資質向上に寄与。</p>	
ソ	<p>国は、スポーツ団体と連携し、大会や研修への派遣等を通じて質の高い審判員の養成を推進する。また、審判員の多くが兼職やボランティアで活動している状況を踏まえ、優れた活動を行う審判員の表彰等により所属先の理解を促進するとともに、審判員の所属先とスポーツ団体との意見交換など関係者間の審判活動に対する相互理解の促進を図る。</p>	<p>○平成28年度より、優れた活動を行う審判員を表彰するとともに、その旨について所属先（職場）に通知を発出する「スポーツ審判員奨励」を実施。また、令和2年度より、トップリーグ連携機構とともに、審判活動に対する所属先の理解を得るための方策について検討を実施中。</p>	<p>●中央競技団体やスポーツリーグの運営主体が中心となって、審判員の活動の実態（多くが兼職やボランティアでの活動となっているとともに、未だ審判員の地位が低い競技もあり、成り手が少ない）を踏まえた審判員の確保、及び「職」としての確立に向けた取組を継続的に実施していくことが必要。</p>
タ	<p>国は、2020年東京大会をはじめとするスポーツイベントをスポーツボランティア普及の好機として、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、日常様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図る。</p>	<p>○1年間のうちにスポーツに関するボランティア活動を行った者の割合は、平成28年度に6.1%であったところ、令和元年度には11.0%に上昇している（スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）。</p> <p>○令和元年度に、日本スポーツ協会、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークが「スポーツボランティア活動の推進に関する協定」を締結するなど、団体間の連携が進んでいる。</p>	<p>●メガスポートイベントの開催や、民間スポーツ団体間の活動等を受けてスポーツボランティア人口の裾野は拡大しつつあると考えており、今後も引き続き、スポーツの魅力の向上・発信等、スポーツイベントの運営等に参画する人口の増加を図るための取組を進めていく必要がある。</p>
チ	<p>国は、スポーツ経営人材の育成・活用のための仕組みを構築することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。</p>	<p>○スポーツ団体の経営に求められるビジネススキルについて調査事業を実施した（H29年度）。</p> <p>○H29年度調査を受けて、スポーツ経営人材を育成するためのカリキュラム案の調査（H30年度）、作成（H31年度）及び教材開発（R2年度）を行った。</p> <p>○H29年度を受けて、スポーツ団体への外部人材流入のための調査・検討を実施した（H30年度）。</p> <p>○経営課題の定義、マッチング等の支援及び人材採用・定着に係る手引きを策定した（H31～R2年度）。</p>	<p>●大学・大学院教育・リカレント教育において、スポーツビジネス及びスポーツマネジメント修得に対するニーズ調査を行い普及に係る課題を見出す必要がある。</p> <p>●スポーツ団体側の外部人材の流入に関する知見が不足しており、経営課題の明確化や必要な人材の定義・見極めに関する力をつけていくことが急務である。</p> <p>●スポーツ団体内において、経営人材を育てていく機運、体制づくりが必要である。</p>
ツ	<p><スポーツ推進委員等> 国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。</p>	<p>○令和元年11月に開催された、第60回全国スポーツ推進委員研究協議会三重大会の都道府県会長会、令和2年6月に書面開催された総会において、スポーツ推進委員の活躍に向けて、推進委員の資質向上や行政との連携促進、認知度向上等に関して短期的・中長期的な対応の提案をさせていた。今後全国スポーツ推進委員連合と連携して、スポーツ推進委員の活躍に向け、取り組むことについて合意した。</p>	<p>●スポーツ推進委員は、スポーツ基本法において、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うものとされているが、スポーツ推進委員と自治体の行政担当者間での連携が弱いため、実際には自治体と地域住民との間に立ち、連絡調整を遂行している委員が少ない。そのため、スポーツ推進委員と自治体との連携体制を強化・構築して連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出す必要がある。また、スポーツ推進委員自体の知名度が低く、なり手が不足している状態であるため、広報活動を実施しつつ、地域として必要となる推進委員を見定め、各地域においてリクルートを実施する必要がある。</p>

	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し、我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。</p>	<p>○JSCにおいて、スポーツ関係機関との連携強化・協働を進める「JAPAN SPORT NETWORK (JSN)」を立ち上げ、参加団体に対し、諸外国におけるスポーツ政策の先進的な取組事例等を定期的に発信。</p> <p>○JOCにおいて、国際大会に派遣するコーチ・スタッフの資質向上のためのナショナルコーチアカデミー事業を実施。</p> <p>○スポーツ庁においても、例えば「スポーツ仲裁活動推進事業」の中で、仲裁人を海外に派遣し、我が国の仲裁活動の中核的な人材の育成を図るなど、スポーツに関わる人材の資質向上のための取組を実施。</p>	<p>●海外の最先端のスポーツ政策等の情報収集を行い、スポーツ人材の質の向上につなげていく施策については、引き続き進めていく必要があるが、同時に、人材の流動にも対応できるよう、そのような情報を体系的に整理・蓄積し、一元的に管理するとともに政策に結び付ける有効なシステムについても構築していく必要がある。</p>
--	---	--	---

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②総合型地域スポーツクラブの質的充実</p> <p>住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。</p> <p>このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。</p>	<p>ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、<u>総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。</u>（平成27年度現在0→目標47都道府県）</p> <p>イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。</p> <p>ウ イを踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで<u>中間支援組織を整備</u>（平成27年度現在0→目標47都道府県）するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、<u>PDCAサイクルにより運営の改善等</u>を図る<u>総合型クラブの増加</u>（平成27年度現在37.9%→目標70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。</p> <p>エ 国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る。</p> <p>オ 地方公共団体は、ウにより整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。</p>	<p>○平成29年度から令和元年度にかけて総合型クラブ登録・認証制度の制度整備に関する調査研究、モデル事業を実施し、課題の検証を行った。各都道府県における運用開始の時期については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度からの運用開始の予定を令和4年度に変更した。</p> <p>○平成30年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）において、中間支援組織の整備にあたり広域スポーツセンターを含む各支援主体に求められる役割について整理し、役割分担を明確にした。</p> <p>○総合型クラブの質的充実を図るために、日本スポーツ協会が実施している、ブロック別クラブネットワークアクション（研修会）等と連携し、地域スポーツに関する国の動向を情報提供することで総合型クラブの質的充実を図った。</p> <p>○スポーツ振興くじ（toto）助成制度において、「総合型地域スポーツクラブ活動助成」が実施され、総合型クラブ創設事業、創設支援事業、総合型クラブ活動基盤強化事業、自立支援事業、クラブマネージャー設置支援事業・設置事業、クラブアドバイザー配置事業が設けられ、総合型クラブへの育成に対する支援が行われている。</p> <p>○令和2年3月に各都道府県スポーツ主管課長あてに「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度及び中間支援組織の整備」について通知し、各都道府県行政と連携して中間支援組織の整備状況の把握に努めるとともに、スポーツ振興くじ助成の「総合型地域スポーツクラブ活動助成」の助成対象を市町村に一本化した。</p>	<p>●登録・認証制度について、地方公共団体、各都道府県体育・スポーツ協会の準備状況が一部不十分であり、各都道府県における整備を促進することが必要。</p> <p>●未だに広域スポーツセンターを含めた支援主体が十分に理解され、機能しているとはいえ、各都道府県体育・スポーツ協会と都道府県行政、各都道府県スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築することが必要。</p> <p>●登録認証制度の運用開始後、日本スポーツ協会と連携し、総合型クラブの認知度向上のために、総合型クラブに係る総合ポータルサイト等についての検討が必要。</p> <p>●登録認証制度の運用開始は令和4年度からであるため、引き続き、各都道府県行政と連携し中間支援組織の整備状況についての把握に努めるとともに、登録認証制度の運用・中間支援組織の整備に係る支援についての検討が必要。</p> <p>●総合型クラブにおける「自己点検評価」シートの活用促進等、「PDCAサイクル」の活用について啓発していくことが必要。</p> <p>●体育・スポーツ協会、スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築し、総合型クラブが地域課題解決に取り組むことができる体制を整備することが必要。</p>

	<p>カ 国は、J S C及び日体協と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成27年度現在18.4%→目標25%程度）を推進する事業を支援することを通じて、総合型クラブの質的な充実を促進する。</p> <p>キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。</p>		
--	--	--	--

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>③スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保</p> <p>既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため、地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し、スポーツ施設に関する計画の策定を進める。</p>	<p>ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握するとともに、「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し、先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進する。</p> <p>イ 国は、我が国のスポーツ施設の60%強を占める学校体育施設について、社会体育施設への転用や、担い手や利用料金設定等の開放事業の運用の在り方に関する手引の策定を行い、既存施設の有効活用を促進する。</p> <p>ウ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。</p> <p>エ 地方公共団体は、国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進しスポーツ施設のストックの適正化を図る。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。</p> <p>オ 地方公共団体は、国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ、スポーツ施設の新改築、運営方法の見直しにあたり、コンセッションをはじめとしたPPP/PFI等の民間活力により、柔軟な管理運営や、スポーツ施設の魅力や収益力の向上による持続的なスポーツ環境の確保を図る。</p>	<p>○体育・スポーツ施設現況調査を3年に1回実施して施設の実態を的確に把握するとともに、ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し、セミナー等を通じてガイドラインや先進事例の情報提供を積極的に実施した。これにより、地方公共団体が行う個別施設計画の策定を促進した。</p> <p>地方公共団体の個別施設計画策定率：10%（平成29年4月1日時点）→31%（令和2年4月1日時点） ※令和2年度末策定率見込み（令和2年度当初調査）82%</p> <p>○「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を令和2年3月に策定するとともに、令和2年度からはモデル事業を実施して、学校体育施設の有効活用を推進した。</p> <p>○日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会を実施し、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行った。これにより、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進した。</p> <p>○地方公共団体において、国の上記ガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設の長寿命化、有効活用及び集約・複合化等が進められた。</p> <p>スポーツ施設の集約化・複合化等の実施件数：101件（平成30年度）、123件（令和元年度）、220件（予定）（令和2年度以降）</p> <p>○地方公共団体において、国による先進事例の情報提供や技術的支援等を踏まえ、コンセッションをはじめとしたPPP/PFI等が進められた。</p> <p>スポーツ施設におけるPFI事業の件数：17件（平成29年度から令和元年度までに実施方針を公表した件数） スポーツ施設におけるコンセッション事業の件数：2件（令和2年12月31日までに実施方針を公表した件数）</p>	<p>●ガイドラインや先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う個別施設計画の策定を引き続き促進することが必要。</p> <p>●モデル事業の実施により具体的課題をさらに把握するとともに、さらに積極的に先進事例の情報提供等を進め、学校体育施設の有効活用を一層促進することが必要。</p> <p>●既存の民間スポーツ施設の公共利用のための有効活用についても、現状の実態を把握し、関係省庁と連携（関係省庁による経営支援）して、取組を促進していくことが必要。</p> <p>●引き続き日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行い、より広く普及啓発を行っていくことが必要。</p> <p>●スポーツ施設の利用や観戦のしやすさについて定量的な実態把握ができていない。</p> <p>●国としては、ガイドラインや先進事例の情報提供等により地方公共団体が行うスポーツ施設の長寿命化、有効活用及び集約・複合化等を引き続き促進することが必要。</p> <p>●国としては、多様なPPP/PFI手法に関する先進事例の情報提供や技術的支援等を引き続き進めることが必要。</p>

	<p>カ 国は、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設の基本的な方向性を示し、これに基づき中央競技団体等が大会後も含めた施設利用や地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等を策定することにより、地方公共団体等による効率的・効果的な施設整備を促進する。</p>	<p>○「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を平成31年4月に改訂し、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会など、大規模な競技大会の開催を契機に整備される施設について、大会後の有効活用のポイント等を示した「ストック適正化における大規模スポーツ施設の基本的方向性」を参考資料として追加した。これにより、地方公共団体等による効率的・効果的な施設整備を促進した。</p>	<p>●ガイドライン参考資料を踏まえ、具体的にどのようか効果的・効率的な施設整備が行われているか把握できていないため、関係団体と連携し、各種競技大会等の会場となる施設の実態を把握することが必要。</p>
	<p>キ 国は、スポーツ施設の整備の促進と併せて、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、体操やキャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペースなどの有効活用を推進し、施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出する。</p>	<p>○スポーツ施設の整備・運営等に関する講習会を開催し、オープンスペースなどを活用したスポーツの場の提供に関する情報提供を行った。これにより、施設以外にもスポーツができる場を地域に広く創出することを促進した。</p>	<p>●都市公園（国土交通省所管）等のオープンスペースなどを有効活用している事例の情報提供を関係省庁と連携して引き続き進めることが必要。</p>
	<p>ク 国は、日本体育施設協会等と連携し、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理に関する人材の育成により、スポーツ施設の安全の確保を推進する。</p>	<p>○日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設の維持管理・運営や安全確保に関する講習会を実施した。これにより、スポーツ施設の安全の確保を推進した。</p>	<p>●引き続き日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理に関する人材の育成を進めるとともに、施設の耐震化や保険制度の普及等を進める。</p>

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>④大学スポーツの振興</p> <p>我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。</p>	<p>ア 国は、大学関係団体と連携し、大学スポーツの重要性について大学トップ層を始め、広く大学関係者全体の理解を促進することにより、大学スポーツ振興の機運を醸成する。また、大学は、国の当該取組を受けて、教職員、学生及び卒業生等の理解を醸成するとともに、大学の規模やミッションに応じて大学における体育活動やスポーツに係る研究を充実する。</p> <p>イ 国は、大学におけるスポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置を支援することにより、大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を促進する。 <u>（大学スポーツアドミニストレーターを配する大学：目標100大学）</u></p> <p>ウ 国は、①学生アスリートのキャリア形成支援・学修支援、②大学スポーツを通じた地域貢献、③障害者スポーツを含めたスポーツ教育・研究の推進、④スポーツボランティアの育成、⑤大学スポーツの振興のための資金調達力の向上等の大学スポーツの振興に係る先進事例を支援することなどにより、大学の積極的な取組を推進する。</p> <p>エ 国は、大学及び学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）の創設を支援することにより、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を図る。</p>	<p>○大学スポーツの重要性について大学トップ層を始め、広く大学関係者全体の理解を促進することにより、大学スポーツ振興の機運を醸成した。この結果として、平成30年3月に一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）創設に至った。</p> <p>○設立後、UNIVASでは大学トップにさらに理解を深めてもらうために学長懇親会、管理者指導者研修会及び全国の新キャプテンを対象とした研修会等を開催した。</p> <p>○大学は、UNIVASの事業（指導者研修や映像配信等）を通じて教職員、学生及び卒業生の理解を醸成している。</p> <p>○委託事業において、平成29年度から令和元年度の3年にわたり、大学スポーツアドミニストレーターの配置をモデル的に支援し、大学スポーツやそれらを通じた大学全体の振興を図るための体制整備を促進した。</p> <p>○委託事業において、平成29年度から令和元年度の3年にわたり左記の5つの項目に取り組む大学をモデル的に支援し、大学の積極的な取組を推進した。</p> <p>○大学スポーツの振興に関する検討会議（平成28年度）、日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会（平成29年度）を経て、平成30年3月にUNIVASを設立し、大学スポーツ振興に向けた国内体制を構築した。 ※ 令和2年現在、UNIVASには、221大学、34競技団体が加盟。</p>	<p>●大学スポーツ振興に取り組む際には、「大学スポーツの振興」とともに、「大学スポーツによる振興」（地域振興）を自覚的に意識する必要。</p> <p>●一定の機運醸成はできていますが、体育・スポーツ学部を有する大学や、大学スポーツ振興を経営方針としている大学が中心となっている等、大学の特性によって濃淡があり、地域の活性化資源として期待される地方大学による地域への貢献の推進や大学内における機運醸成等が必要。</p> <p>●大学におけるスポーツ分野を戦略的かつ一体的に管理・統括する体制整備を広げていくことは引き続き必要であるが、「大学スポーツアドミニストレーター」の配置のみにこだわるのではなく、規模やミッションなどそれぞれの大学の特性に応じた柔軟な対応への支援が必要。</p> <p>●今後はモデル的な事例の横展開、普及促進が必要だが、事例数がまだ少なく、また、個々の取組でも多様性が十分でないため、取組の深化が必要。</p> <p>●UNIVASが独立した民間団体であることを踏まえつつも、設立から2年弱となることを踏まえ、 ①「大学スポーツ振興」という共通の目的の実現のため、連携・協力はどのような形であるべきか、 ②「大学スポーツ振興」のための不可欠なパートナーとして、UNIVASの発展をどうサポートしていくか、 について検討をしていく必要。</p>

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>①障害者スポーツの振興等</p> <p>障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。</p> <p>このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、<u>障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層7～19歳）は50%程度</u>とすることを目指す。</p>	<p>ア 国は、障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し、地方公共団体において、障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め、スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより、障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。</p> <p>イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより、障害者の幼少期から高齢期を通じてニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。</p> <p>ウ 日レク及び日障協は、国の先進事例の情報提供等により、障害者と健常者が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やイベントを推進する。</p> <p>エ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。（再掲）</p> <p>オ 国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し、障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を把握するとともに、施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し、障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進する。</p>	<p>○H29及びR1以降毎年、障害者のスポーツ実施状況に係る調査研究を実施した。</p> <p>→週1日以上スポーツ・レクリエーションを行った者の割合 成人：(H29) 20.8% → (R1) 25.3% 7～19歳：(H29) 29.6% → (R1) 30.4%</p> <p>→スポーツ・レクリエーションを1年間に1日も行っていない者の割合 成人：(H29) 58.9% → (R1) 54.4% 7～19歳：(H29) 43.8% → (R1) 44.8%</p> <p>○地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進するため、H29に地域における障害者スポーツ普及促進事業、H30から障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）を実施し、モデル構築の事例を収集するとともに、その結果をホームページへの掲載や成果報告会の開催等により広く情報提供等を行った。</p> <p>→①スポーツ関係部局・障害福祉部局等との連携を推進するためのコーディネーターの育成、②地域の施設・イベント・総合型スポーツクラブ等におけるスポーツの機会創出、③障害者スポーツの理解促進、④教員への研修等をメニューとして実施。令和3年度には、ボランティアの育成についてもメニューに追加する予定。</p> <p>→採択件数：(H29)14件、(H30)10件、(R1)11件、(R2)15件</p> <p>○H30から障害者スポーツ推進プロジェクト（団体の体制整備事業）により、関連する複数の障害者スポーツ団体等との連携に係るモデル創出事業を実施した。</p> <p>○R1から障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者スポーツ用具活用促進事業）により、障害者スポーツを試したい者等が少ない負担で用具を利用できるようにするための、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出事業を実施した。</p> <p>○平成29年度よりSpecialプロジェクト2020により、①スポーツ・文化・教育の全国的な祭典のモデル事業及び祭典事業、②特別支援学校を活用した障害者スポーツの拠点づくり事業、③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援事業を行った。</p> <p>○障害者のスポーツ参画の機会創出等のため、全国障害者スポーツ大会を開催した。</p> <p>→H29愛媛、H30福井、R1茨城（台風のため中止）、R2鹿児島（コロナのため中止）、R3三重（予定）</p> <p>○公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が行う障害者スポーツ振興事業（障がい者スポーツ指導員等の障害者スポーツ人材養成研修事業を含む。）に対し、その経費の一部について補助を行った。</p> <p>→障がい者スポーツ指導者数は、(H27)2.2万人→(R1)2.7万人と着実に増加している。</p> <p>○地方自治体が参加する様々な会議の場を活用し、取組事例の紹介を含む国の障害者スポーツ施策の周知を行った。</p> <p>○日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会を実施し、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行っ</p>	<p>●若年層の無実施層が増加傾向にあり、また、成人においても依然として無実施層が半数以上を占めている状況にあることから、これらの層に対し、スポーツに関心を持ってもらう取組やスポーツ実施に係る障壁の除去に係る取組を行うことが必要。</p> <p>●障害者福祉部局が障害者スポーツを所管している場合に、未だスポーツ担当部局との連携が不十分であり、障害者スポーツ振興施策が効果的に実施されない場合もあることが懸念されることから、コーディネーターの更なる育成の取組が必要。</p> <p>●総合型スポーツクラブへの障害者の参加については、大きな進展はない状況にある。これまで取り組んできた好事例の提供等によるノウハウ・受入れ態勢等の整備に加え、総合型スポーツクラブに限らず、障害者がスポーツを行う「場」の確保に向け、障害者スポーツ用具の普及拠点の整備や特別支援学校との連携の促進などの取組を進めることが必要。</p> <p>●障がい者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度おり、これらの人材の活用の促進を図ることが必要。</p> <p>●小・中・高等学校に通学する障害児に適切な指導ができるよう、引き続き現職教員に対する研修の実施等の取組が必要。</p> <p>●障害者スポーツ団体は、依然として組織が脆弱なものが多いことから、引き続き団体間の連携等を促進させることが必要。</p> <p>●引き続き日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行い、より広く普及啓発を行っていくことが必要。</p>

<p>カ 国は、地方公共団体等と連携し、全ての特別支援学校が、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。</p>	<p>た。これにより、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進した。</p>	
<p>キ 国は、地方公共団体等と連携し、総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により、<u>総合型クラブへの障害者の参加を促進</u>（平成27年度現在40%→目標50%）し、健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。</p>		
<p>ク 国及び日障協は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、<u>障害者スポーツ指導者の養成を拡充する</u>（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。 （再掲）</p>		
<p>ケ 指導者の養成側と指導を必要とする側のマッチングや、特別支援学校の体育や運動部活動等での外部指導者の活用等により、障害者スポーツ指導者の活用を推進する。<u>（「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる。</u><u>平成27年度現在13.7%→目標7%）</u></p>		

コ 国は、大学スポーツ団体及び障害者福祉団体等が進める障害者スポーツのボランティア育成の先進事例を支援することにより、ガイドランナーなど障害者スポーツのボランティアの増加を推進するとともに、障害者自身のボランティアへの参画を促進する。

サ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ、障害者スポーツに対する理解を促進する。(障害者スポーツの直接観戦経験者平成27年度現在4.7%→目標20%)

シ 国は、地方公共団体及び大学と連携し、全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに、国及び地方公共団体は、特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。

ス 国は、地方公共団体と連携し、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ、スポーツ団体は、障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより、障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。

セ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し、スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握、各地域における障害者スポーツ用具等の整備、地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。

ソ 国及び日障協は、事務局機能強化のための研修会の実施等により、障害者スポーツ団体の組織体制の整備を支援する。

タ 国は、支援を求める障害者スポーツ団体と支援の意向を持つ民間事業者とのマッチング等により、障害者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進する。

チ 国は、「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告書」を普及し、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等による、①障害児のスポーツ活動の推進、②障害者のスポーツ活動の推進、③障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進、④障害者スポーツに対する理解促進、⑤障害者スポーツの推進体制の整備等の取組を推進する。

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②スポーツを通じた健康増進</p> <p>健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。</p>	<p>ア 国は、スポーツによる健康寿命延伸の効果について、エビデンスを収集・整理・情報発信し、社会全体に普及する。</p> <p>イ 国は、スポーツ医・科学の知見に基づき、国民が生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を延伸するために効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体、総合型クラブ及び日レク等のスポーツ団体等に普及・啓発することにより、スポーツを通じた健康増進を推進する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体、JSC、スポーツ安全協会、日体協及び医療機関等と連携し、種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、安全にスポーツを行うことができる取組を促進する。</p> <p>エ 国は、「ガイドライン」の策定や先進事例の収集・発信等により、地方公共団体が、民間事業者及び関係団体等との連携・協働体制や人材の育成等を通じた多くの住民に情報伝達をすることができる仕組みを整備することを促進し、スポーツの習慣化や健康増進を推進する。</p> <p>オ 国は、スポーツ関係団体等と連携し、被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援等に関する情報共有や、被災後に必要とされる運動支援に関する研修を充実することにより、スポーツを通じた被災者支援を促進する。</p>	<p>○「スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト（スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業）」において、特に介護予防分野における運動・スポーツ等の実施による健康影響を研究データベースから網羅的に文献調査し、報告書にまとめた。また、スポーツ庁WEB広報マガジンを活用し、エビデンスとなり得る研究報告を取り上げることや日本医師会の協力を得て医師への取材を基にスポーツによる健康づくりに関する記事をコラム化し、掲載及び情報発信した。</p> <p>○「運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業」において、高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な「スポーツプログラム」を作成し、作成時の調査結果やコンセプトを踏まえ、高齢者の生活基盤となる地域コミュニティにおいて継続的な実施を可能とするため、地方自治体や関係組織・団体等との連携モデルを構築した。</p> <p>○学校におけるスポーツ事故については、JSCの災害給付金の情報を分析するとともに普及啓発を行い、水泳、熱中症、登山に関しては関係機関に対し事故防止の注意喚起の通知を行っている。また、安全・安心なスポーツ環境整備の一環として、中央競技団体の安全対策状況を把握するため、各競技団体のホームページを調査し、各安全対策の項目を設定し、各中央競技団体ごとの分類表を作成し分析した。</p> <p>○スポーツの「楽しさ」や「喜び」等を実感するためのスポーツへの多様な関わり方を分かりやすく提示するとともに、スポーツ参画への阻害要因に対するアプローチ方策について、具体的な実践例を交えて広く発信することを目的に「スポーツアクション推進ガイド～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を平成30年3月に策定し、地方公共団体のスポーツ主管課やスポーツ団体等へ周知し、スポーツ庁ホームページで公開した。</p> <p>また、「スポーツを通じた健康長寿社会等の創生」「運動・スポーツ習慣化促進事業」においては、行政内（スポーツ主管課と健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行った。さらに、事業に参画した地方公共団体のスポーツを通じた健康増進に資する取組における、連携・協働体制や工夫した点等を事例集としてまとめ、地方公共団体のスポーツ主管課へ周知し、スポーツ庁ホームページで公開した。</p> <p>○東日本大震災の復旧・復興支援としてスポーツ関連団体が連携して「スポーツこころのプロジェクト」を継続して行うとともに、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨時の被災状況を踏まえ、被災自治体のニーズに応じて、関係機関とともに被災した子供等へのスポーツ・遊びの機会を提供した。</p>	<p>●厚労省において改訂を行っている「健康づくりのための身体活動基準及び指針（ガイドライン）」の基礎資料とするため、現在スポーツを通じた健康づくりの最新のエビデンス等をレビューしていることから、厚労省と連携してスポーツによる健康寿命延伸の効果について整理する必要がある。また、健康を意識した運動・スポーツを実施する個人にも情報が届くよう、これまでの情報発信に加え、既存のスポーツ団体や自治体のネットワーク等を活用し、わかりやすく社会へ普及啓発を図る必要がある。</p> <p>●スポーツによる健康寿命延伸効果に関するスポーツ医・科学研究の成果は日々多数報告されているが、本スポーツプログラムは最新の知見に基づいて更新されていない。また、地方公共団体や総合型クラブ等への普及啓発が不十分である。そのため、厚労省とも連携を図り、同省にて改訂を行っている「健康づくりのための身体活動基準及び指針（ガイドライン）」の動向を踏まえつつ、現行の「スポーツプログラム」の見直しを行った上で情報発信を行い、広く社会へ普及啓発を図る必要がある。</p> <p>●誰もが簡易にスポーツ安全の情報を得るための環境整備が未だ不十分であるので、的確にスポーツ実施者に対し情報が伝わるよう、スポーツ庁HP等での情報の提供や、調査・分析で得た各中央競技団体の安全対策に関する発信内容について改善の検討を行う必要がある。</p> <p>●本アクションガイドや本取組事例集はその活用及び普及啓発が不十分であること、また、運動・スポーツ習慣化促進事業等における好事例の横展開が未だ不十分であるので、これまでの情報発信に加え、既存のスポーツ団体や自治体のネットワーク等を活用してわかりやすく社会へ普及啓発を図るとともに、取組事例集の更なる普及・周知を通して、好事例の横展開を図る必要がある。</p> <p>●被災地の実情に応じ、迅速に、そのニーズにあった情報や支援策を提供することが肝要であり、災害が発生した際に自治体やスポーツ団体等と連携して速やかに被災地の情報や要望を収集する体制を整えるとともに、子供から高齢者までの被災者が運動不足に陥ることがないよう、関係機関と連携して運動やスポーツ、遊びの機会を提供する必要がある。</p>

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
③スポーツを通じた女性の活躍促進 女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。	ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。 イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。（再掲） ウ 国は、更衣や授乳のスペースを確保するなど女性のスポーツ施設の利用に関する情報提供を行うことにより、女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上を促進する。 エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。（再掲）	○スポーツを通じた女性の活躍促進会議を設置した（平成29年～令和元年度）。 ○スポーツ未実施層を対象とした現状把握調査を実施し（平成29年度）、「女性のスポーツ参加促進事業」において、女性のスポーツ参加促進やライフイベントの変化があっても継続的にスポーツを実施できるスポーツメニュー、スポーツプログラムを作成した（平成30年度）。 ○スポーツ参加に消極的な女性に対し、「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施し女性スポーツアンバサダーを任命、楽しく体を動かせるオリジナルダンスを作成し、スポーツ庁ホームページやSNSで発信した。（令和元年度） ○女性のスポーツ実施の重要性を啓発する為、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントに参画（平成30年度）した。 ○鯖江市JK課プロジェクトとの連携による、運動プログラムのモニター実施及び「お洒落でゆるい運動会」への参加など、若年期のスポーツ実施率向上のために連携した（令和元年度） ○女性スポーツオリジナルダンスを普及する為、動画配信アプリにて配信した。また、エネルギー低回転型の女性の健康課題、日本人の座りすぎの健康リスクについて周知する為、わかりやすい説明動画を作成し、動画配信アプリにて配信した。（令和2年度） ○平成30年度に作成したスポーツプログラム「Myスポーツメニュー」をSILコンソーシアム加盟団体である武蔵野美術大学と協力し、学生による各メニューの動きのイラスト作成を依頼した。（令和2年度） ○SIL推進プロジェクトにおいて、育児期の女性とその子どもを対象とした、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験を実施した。（令和2年度） ○日本体育施設協会と連携して、女性のスポーツ施設の利用に関する情報を収集した。 ○地方公共団体において、講習会における情報提供等に基づき、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン等に関する取組が進められた。	●女性に多い健康課題（痩せ、骨量不足等）に係るスポーツの有効性を含む女性スポーツの必要性の周知と普及（本人のほか、周囲（職場、配偶者等）の協力を得るためにも必要）が必要。 ●個人の属性（就業状況、子どもの有無等を含む）・性格等で分類するなどの分析と実施策の検討が必要。 ●女性アスリート向けに蓄積されたデータを一般女性への普及啓発に活用することの検討が必要。 ●女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上に向けた効果的な情報提供手法について整理することが必要。 ●地方公共団体が女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上に向けて取り組む際に参考となる情報を一層提供していくことが必要。

オ	<p>国及び日体協は、スポーツ団体と連携して、指導者講習や研修において、あらゆるハラスメントの防止や女性特有の課題に取り組むとともに、女性の指導者資格取得を促す方策を実施することにより女性指導者の増加を図る。</p>	<p>○女性特有の「身体的特徴」や「意欲・ニーズ」に配慮したスポーツ指導を行うにあたっての留意点をまとめた「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」を平成30年度に作成。</p> <p>○日本スポーツ協会において、ハンドブックを活用した研修会（女性スポーツサポート研修会）を実施。</p>	<p>●ハンドブックや研修会を通じて、ハラスメントの防止や女性特有の課題に対する認知をさらに広めることが必要。</p> <p>●公認スポーツ指導者に占める女性の割合は依然として低いが、その要因や必要な取組について分析をすることが必要。</p>
カ	<p>国は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を踏まえ、スポーツ団体における女性の役員登用や女性部会の設置の効果的紹介等を通じてスポーツ団体における女性登用の促進を図るとともに、スポーツ団体に対し女性登用等の取組状況について発信するよう要請する。</p>	<p>○スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞において、女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じることを求めている。</p> <p>○令和元年度から2年度にかけて、女性役員の育成・支援のためのe-learningシステムの構築、女性役員候補者のリストの作成、外部からの女性役員の新規採用を希望するスポーツ団体と女性役員候補者とのマッチングなど、スポーツ団体における女性役員の登用を促進するための支援を実施。</p>	<p>●スポーツ団体における女性役員の割合が依然として低い状況であることを踏まえ、ガバナンスコードに基づく各中央競技団体の取組計画やその達成状況を継続的に確認することが必要。</p>
キ	<p>国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。</p>	<p>○女性アスリートの育成・支援 →女性の各ライフステージに応じた医学的なサポートや調査研究を実施。競技引退後にコーチになるための育成プログラムを構築（5競技8名の女性コーチを育成。受講生から日本代表監督も誕生。）</p>	<p>●女性アスリート対象の教育機会の提供、指導者（コーチ、部活動指導者）対象の教育の推進。これまでの事業成果の活用（競技現場への普及、現場からのフィードバックによる好循環構築）が必要。</p> <p>●女性のロールモデルのキャリアパス事例発信が必要。</p>
ク	<p>国は、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）等を通じて先進事例を各国と共有するなどにより、国際的な女性のスポーツ参加を促進する。</p>	<p>○SFTは、スポーツ庁として6件の事業を実施し、約8,400人が参加。例えば、令和元年7月に実施した「JSCU-RFU連携ラグビー国際貢献プロジェクト」では、7人制ラグビーと車いすラグビーの全国大会が開催される機会を捉え、スポーツとジェンダーの専門家派遣によりジェンダーセミナーを実施し、選手自らが問題や課題を発信していくことについて議論した。</p> <p>○「日ASEANスポーツ大臣会合」の立ち上げ・開催を通じて、優先して進める協分野に「女性のスポーツ実施率の向上」を一つの柱として掲げ、日本からの積極的な協力を推進。また、大臣会合下において「日ASEAN女性スポーツ会合」も立ち上げ、ASEAN諸国に向けた実務者レベルの情報共有などを行った。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症拡大により、国境を超える人的交流が制限されたため、派遣・招へい事業の実施が困難な状況になっている。</p> <p>●今後の国際的な協力方針・戦略を立てることが必要。</p>

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
①スポーツの成長産業化 スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるといふ好循環を生み出すことにより、 <u>スポーツ市場規模5.5兆円を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大</u> することを目指す。	ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備に関して検討すべき項目を示すガイドラインを策定し、地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や、地域における関係者間での協議の促進を通じて、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤としてのスタジアム・アリーナづくりを推進する。 イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と連携した新たなビジネスモデルの開発の支援を通じ、地方公共団体及び民間事業者等によるスタジアム・アリーナ改革を通じたまちづくりや地域スポーツ振興のための取組を促進する。 ウ 国は、スポーツ経営人材の育成に向けたカリキュラム作成支援や、個人とスポーツ団体とのマッチングによる人材活用等を促進することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。（再掲） エ 国は、スポーツ団体における中長期の経営ビジョン・事業計画の策定やITシステムの利活用、スポーツ団体が実施する各種スポーツ大会へのビジネス手法の導入による新たな収益事業の創出等への支援などを通じて、スポーツ団体の組織基盤の強化を促進する。 オ 国は、スポーツ市場の動向調査等を行い、結果を広く共有することにより、地域のプロスポーツをはじめとする各種スポーツ団体等と地方公共団体や民間事業者等の連携による新たなスポーツビジネスの創出・拡大や、IT等を活用した新たなメディアビジネスの創出を促進する。	○スタジアム・アリーナが地域の活性化や、持続的成長の核として機能していくために参考となる資料（資金調達方法、国内外の事例や効果検証方法等）を作成・公表した。 ・スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版）（平成30年7月） ・スタジアム・アリーナ効果検証モデル検討報告書（平成31年3月） ○スタジアム・アリーナの地域における関係者間での協議の場を地域版官民連携協議会として立ち上げ、16件（平成29年～現時点）支援するとともに、スタジアム・アリーナ相談窓口を設置した。 ○「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」を策定し（令和2年3月）、令和2年度からスタジアム・アリーナの優良事例の選定に着手した。 ○スポーツを軸にしたイノベーションプラットフォームの構築に向け、中央競技団体と民間事業者との連携による新事業の創出を支援した（令和元年度）。 ○デジタル技術等を活用したポストコロナにおける新たなスポーツの楽しみ方を顧客に提供する等の新たなビジネスモデルの創出支援を実施。（令和2年度） ○地方創生策を推進すべく、まち・ひと・しごと創生総合戦略に「スポーツ・健康まちづくり」の項目を設置し、スタジアム・アリーナ等の地域資源を活用した地方創生の在り方を示した（令和元年度）。 ○スポーツ団体の経営に求められるビジネススキルについて調査事業を実施（平成29年度）するとともに、経営人材を育成するためのカリキュラム案の作成及び教材開発（平成31年度・令和2年度）を行った。 ○また、スポーツ団体への外部人材の流入を促進するために調査・検討を実施（平成30年度）し、経営課題の定義、マッチング等の外部人材の活用支援を行うとともに、外部人材を活用する際に整理しておくべき点等をまとめた、支援及び人材採用・定着に係る手引きを策定した（平成31年～令和2年度）。 ○中央競技団体の経営基盤に関する取組の実態調査（平成30年度）を行い、それらをもとに、中長期普及・マーケティング戦略策定・実行に向けた手引きを策定・公表した（平成31年度）。また、中長期事業計画の策定を推進するために、手引きをより実務担当者が使いやすいするため、チェックリストの策定及び講習会等を実施した（令和2年度）。 ○スポーツ市場の動向調査を行い、「新たなスポーツビジネス等の創出に向けた市場動向調査」報告書を公表した（平成29年度）。 ○スポーツコンテンツを中心に他産業と連携することでスポーツ市場を広げることを目指し、イノベーションプラットフォームの構築を行うことで新たなスポーツビジネスの拡大を行っている。 ○(株)日本政策投資銀行等が開発した日本版スポーツサテライトアカウント（SSA）によって導かれるスポーツGDP指標により行うこととした。産学官連携で構成されるスポーツ産業経済規模調査検討委員会の委員として参画し、定期的にスポーツ市場に関する議論を実施している。 ○スポーツオープンイノベーション大賞等（令和元年度）の表彰を利用して全国各地の優良事例を表彰し、スポーツへの投資の機運醸成を図るとともに、ア〜カの取組を通じて、民間事業者のスポーツビジネスの拡大や雇用の創出を推進した。	●地域の中核となるスタジアム・アリーナに選定された後の支援策の検討、及びこれまでに公表してきた各種ガイドライン等の成果物・窓口設置に係る一層の周知・普及が必要である。 ●スポーツ団体と連携した新ビジネスの創出支援について、市場競争を生むような優良事例の形成と、まちづくりや地域のスポーツ振興につながる事例の形成、それらの情報集約及び発信が課題である。 ●大学・大学院教育・リカレント教育において、スポーツビジネス及びスポーツマネジメント修得に対するニーズ調査を行い普及に係る課題を見出す必要がある。 スポーツ団体側の外部人材の流入に関する知見が不足しており、経営課題の明確化や必要な人材の定義・見極めに関する力をつけていくことが課題である。 ●中長期戦略・マーケティングに係る戦略の策定と実行に取り組んでいる中央競技団体ができていないもの、自団体のビジョンの役割の策定に時間を要する団体が散見される。そこで、中央競技団体のスポーツ振興における役割について、スポーツ業界と社会においてその役割を認知・普及していくことが課題である。 そのうえで、経営力強化のための戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補完する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有・蓄積されていくような仕組みの構築が必要である。 ●スポーツ界のリソースをオープンにし、他産業界の事業ノウハウや資金力、学術・研究機関の知見を活用することで新たな財やサービスを創出し、スポーツ市場そのものを拡張するオープンイノベーションのプラットフォームを構築を行ってきたが、今後は産業界だけでなく学術界や自治体の参画といった多様な関係者の巻き込み、効率的なイノベーション事例の収集、機運醸成につながる情報発信が課題である。 ●引き続き、継続的かつ国際比較可能な形でスポーツ市場規模を推計する手法として確立するために、スポーツGDPのさらなる精緻化が必要となる。 また、新たなスポーツビジネスの創出に伴うスポーツビジネスの拡張に鑑み、今後伸び行く分野を見定め、重点政策として反映をしていくことが課題である。 ●スポーツビジネスへの参入の促進と市場拡大に資する取組は行ってきた。引き続き、これらを行うとともに、今後はより一層、スポーツへの再投資への好循環を確立するため、企業やスポーツ団体が、企業スポーツの活性化等を通じた国民へのスポーツ実施率向上の取組や、地域の部活動への人材派遣といった環境整備への投資を促進する施策を行っていくことが課題となる。今後はコロナ禍において、より一層、社会課題や地域課題を解決するためのスポーツの役割が重要になるため、その現状把握と事例創出（ビジネスモデルの確立支援）が鍵となる。

	<p>カ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を構築することにより、スポーツ市場の分析的確に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。</p> <p>キ 国は、これらの取組を活用して、民間事業者のスポーツビジネスの拡大や雇用の創出に向けた取組はもとより、企業スポーツの活性化など企業におけるスポーツ参画の取組の拡大、スポーツの場の充実及びスポーツ実施率の向上に資する取組等を推進し、民間事業者及びスポーツ団体等の収益がスポーツ環境の充実やスポーツ人口の拡大に再投資される好循環を実現する。</p>		
--	---	--	--

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②スポーツを通じた地域活性化</p> <p>スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、<u>スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を250万人程度（平成27年度現在約138万人）、スポーツツーリズム関連消費額を3,800億円程度（平成27年度現在約2,204億円）、地域スポーツコミッションの設置数を170（平成29年1月現在56）</u>に拡大することを目指す。</p>	<p>ア 国は、観光・運輸・流通・スポーツ用品・アパレル・健康産業等、スポーツツーリズムに関連する民間事業者と連携したプロモーションを行い、地域のスポーツツーリズムの資源開発や、関連商品の開発等の意欲を高めることによりスポーツツーリズムの需要喚起・定着を推進する。</p> <p>イ 地方公共団体は、国のスポーツツーリズムに係る消費者動向の調査・分析やスポーツコミッションの優良な活動事例の情報提供等を活用し、地域スポーツコミッションの設立支援や、海・山・川など地域独自の自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの資源開発等の取組を持続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの観点も取り入れたスポーツツーリズムの取組も推進する。</p> <p>ウ 国（スポーツ庁 文化庁 観光庁）は、スポーツと文化芸術を融合させて観光地域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の取組を推進する。</p>	<p>○スポーツツーリズムの需要拡大と定着化のため、「スポーツツーリズム・ムーブメント事業」において、官民連携会議やマーケティング調査等を実施し、「スポーツツーリズム需要拡大戦略（H30.3）」及び「武道ツーリズム推進方針（R2.3）」を策定した。また、これらの戦略等に基づき、デジタルプロモーションや普及啓発セミナー・フェア等を実施するとともに、新たな検討会議や更なるマーケティング調査を実施した。</p> <p>○インバウンドの地方誘客・消費拡大を更に促進するため、「スポーツ資源を活用したインバウンド拡大の環境整備」において、各地域が誇る地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツの造成・環境整備等のモデル事業を実施するとともに、武道関係施設データや新たなプロモーションコンテンツ等を整備し、ポストコロナに向けた高付加価値コンテンツの創出を促進した。</p> <p>○「地域スポーツコミッション」の更なる拡大と活動の充実のため、「スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業」において、平成27年度から令和2年度までの6年間で延べ69件（活動支援36件、設立支援11件、コロナからの再開支援22件）の「スポーツ合宿・キャンプ誘致」や「スポーツアクティビティの創出」等のモデル的な活動を支援した。</p> <p>○スポーツ文化ツーリズムの需要拡大と定着化のため、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携した具体的施策として、「スポーツ文化ツーリズムアワード」及び「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を実施し、スポーツ文化ツーリズムの優れた取組を評価するとともにその普及を図った。</p>	<p>●現行の基本計画では、施策目標として、地域外からの交流人口拡大（アウトア施策）に絞って設定されているところ。</p> <p>現在、目下のオリパラ大会等を契機としたスポーツへの関心の全国各地での高まりを、大会終了後も、「スポーツレガシー」として、各地域に、スポーツを活用した「まちづくり」、すなわち「スポーツ・健康まちづくり」という形で残していくことが求められているところ。</p> <p>これを踏まえて、次期計画では、地域内向けの交流人口拡大・健康増進・共生社会等（インナー施策）も包括して、総合的に「地域振興」に取り組んでいく必要がある。</p> <p>●スポーツツーリズムについて、アウトドアスポーツと武道のインバウンド向けコンテンツの造成を重点的に取り組んできたが、コロナの影響が長期化する見込みであることも踏まえると、今後は国内需要も喚起しつつ、併せて、インバウンド回復期に速やかに地方誘客が図られるように、コンテンツ造成・受入環境整備、情報発信等の取組を進める必要がある。</p> <p>●地域スポーツコミッションについて、今後は数の増加から質の向上に施策を転換するため、複合的な事業展開による幅広い収益源の確保等のモデル的な活動に支援を重点化していく必要がある。</p> <p>●スポーツを通じた地域活性化を持続的に実現できる体制を構築するため、地域スポーツコミッションを含めた担い手の確保・質の向上に向けて、地域おこし協力隊（総務省）等の外部施策の活用を検討することが必要。</p> <p>●スポーツ文化ツーリズムの更なる需要拡大と定着化のため、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携した施策を検討するとともに、関係団体と連携した広報を行い、より広く普及啓発を行っていくことが必要。</p>

	<p>エ 地方公共団体は、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等と連携し、国による先進事例の調査・分析と普及を通じて、住民の地域スポーツイベントへの参加・運営・支援や地元スポーツチームの観戦・応援などにより、スポーツによる地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持・再生を促進する。</p>	<p>○スポーツ庁や関係団体が行う施策を広く発信するため、サイクルエキスポやツーリズムエキスポジャパン等のブース出展や各種講演等において、全国の地方公共団体、地域スポーツコミッション、民間企業、一般国民等に対して、スポーツを通じた地域活性化に取り組む意義や好事例等を紹介した。</p>	<p>●地域スポーツコミッションのモデル的な活動を引き続き支援するとともに、先進事例の調査・分析等を実施し、関係団体と連携して広く普及啓発を行っていくことが必要。</p>
	<p>オ 国は、国内外の「経営的に自立したスポーツ関連組織」について、収益モデルや経営形態、発展経緯等を調査研究し、その成果を普及啓発することで、都道府県・市区町村の体育協会、総合型クラブ及び地域スポーツコミッション等においてプロスポーツや企業との連携等による収益事業の拡大を図り、スポーツによる地域活性化を持続的に実現できる体制を構築する。</p>	<p>○スポーツを核に複合的な事業展開で自主財源を確保しつつ、社会的効果・経済効果を創出する事業体を創出させるため、地域スポーツコミッションの現況調査及び検討会議を行った。</p>	<p>●地域スポーツコミッションについて、今後は数の増加から質の向上に施策を転換するため、複合的な事業展開による幅広い収益源の確保等のモデル的な活動に支援を重点化していくことが必要。 (再掲)</p> <p>●スポーツを通じた地域活性化を持続的に実現できる体制を構築するため、地域スポーツコミッションを含めた担い手の確保・質の向上に向けて、地域おこし協力隊（総務省）等の外部施策の活用を検討することが必要。（再掲）</p>
	<p>カ 国は、日本人のオリンピック・パラリンピック・日本代表チームの選手や大会参加国の選手等と住民が交流を行う地方公共団体を「ホストタウン」等として支援することにより、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会に向けた各国との人的・経済的・文化的な相互交流を全国各地に拡大する。</p>	<p>○ホストタウン登録数は計537件（大会に参加する国・地域の8割をホストタウンで受入れ予定）（令和2年12月25日時点）。</p> <p>○ラグビーワールドカップ2019地方財政措置については、過去4年間で80の地方公共団体が外界との交流計画やクリニック施設整備を行い、ラグビーの普及事業を行った。</p>	<p>イベント等の誘客に当たって、プロモーションや渡航費用が課題となっている。また、大会招致の効果検証が困難といった課題が存在する。</p>

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。 ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。	ア 国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、国際人材の発掘・育成、ロビー活動支援及び職員派遣・採用の増加等を通じて、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する。 <u>（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数 平成28年11月現在 25人→目標 35人）</u>	○国際スポーツ政策決定プロセスの中核である国際競技団体（以下「IF」という。）等の日本人役員の増加について支援するため、新規立候補者の掘り起しや再選支援強化、人材育成プログラムの開発、若手人材の育成支援等を行った。その結果、国際オリンピック委員会2名、国際パラリンピック委員会1名、IFにおける日本人役員数32名となり、目標の35人を達成した。	●東京オリンピック・パラリンピック競技大会後は、フランス大会に向け、欧州を中心に活発な選挙活動が実施されると予想される。IF役員ポスト35人の維持・増加に向け、各NFが国際戦略を設定するなど、将来のIF役員数の育成が必要。
	イ 国は、国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEの積極的な招致、開催を支援することにより、国際的地位の向上及び地域スポーツ・経済の活性化を推進する。	○ワールドマスターズゲームズ、世界水泳、アジア競技大会等の国際競技大会等の招致を支援した。JSCにて、アジア諸国のハイパフォーマンススポーツセンターを代表する非営利・非政府系の国際団体であるASIAを毎年実施（13か国・地域、16組織）。また、スポーツ産業の国際展開については4者（スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構、（独）日本スポーツ振興センター）の連携体制を構築するとともに、ASEAN地域による日本製品・サービスの展開を狙った交流・商談会（スポーツミッション事業）等の活動を実施（参加日本企業は22社、現地企業は60社）	●スポーツ産業の国際展開について、ASEANを中心に日本の競技力や健康サービス・製品に対するニーズが高いものの、日本のスポーツ関連企業の国際展開が言語や文化の違い、情報不足等により進出が十分にできていない。人材養成など、継続的な売り上げの獲得、拡大に向けた取組が必要。
	ウ 国は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のスポーツ会合等への積極的な参画や、アジアを中心とした政府間会合を積極的に開催することを通じて国際的なスポーツ政策づくりに貢献するとともに、二国間協定・覚書を戦略的に締結することにより、計画的な対外アプローチを推進する。	○MINEPSへの参画や日中韓、日ASEAN間のスポーツ大臣会合の立ち上げ・開催を通じて、日本からの積極的な情報発信や協力推進により、多国間協力枠組みにおける継続した日本のプレゼンスを発揮。また、17か国（2020年11月時点）と二国間のスポーツ分野にかかる協力覚書を締結した。	●アジアにおけるオリンピックのリレー開催等を念頭に、関係国との実務者会合を通じた具体的な協力方策を検討し、日本としての事業実施などを通じた協力関係を維持する必要がある。
	エ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係機関と連携し、SFT等により、計画的・戦略的な二国間交流や多国間交流・協力を促進する。 <u>（目標：SFTによりスポーツの価値を100か国以上1,000万人以上に広げる。）</u>	○令和2年3月末までに、204か国・地域の約1,200万人がSFT事業に参加し、数値目標を達成。 ○中国、韓国、ロシアとのスポーツ交流事業やASEAN地域を中心としたアクティブ・チャイルド・プログラムの普及については国庫補助事業として実施（実施団体は日本スポーツ協会）。	●2020年から現在にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大により、国境を超える人的交流が制限されたため、派遣・招へい事業の実施が困難な状況になっている。このような状況下においても、オンライン交流をはじめとした各国との繋がりを継続させるための新たな国際協力・交流の在り方の検討が必要。また、東京大会後にSFT事業継続・自立のための在り方を検討することが必要。
オ 国は、国際連合の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の提言等の国際動向も踏まえ、スポーツによる国際交流・協力をSFTが終了する2020年以降も継続できる仕組みを構築することにより、スポーツの価値の持続的な共有を推進する。	○SFT事業を通じて、個別の事業を実施しながら、持続的な活動を促進するための官民連携ネットワークの構築を実現（2020年11月時点で運営委員会（13団体）を中心に、地方自治体など（42団体）、スポーツ関連団体（138団体）、大学（23団体）、民間企業（116団体）、NGO/NPO（101団体）などがSFTC会員として同じプラットフォームで連携・情報交換などがなされ事業実施に貢献している）。 ○国際的なSFT施策の打ち出しは、SFTC事務局（拠点）があることで、日本としての一貫したメッセージ発信を実現することができた。 ○ポストSFTの在り方についてワーキンググループを立ち上げ、検討を進めている。	●東京大会のレガシーとして、スポーツを通じた社会づくりの実現を目指す必要がある。また、スポーツの持つ、人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては社会におけるスポーツの価値のさらなる向上に取り組んでいく必要がある。	

カ	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、諸外国におけるスポーツに関する情報を戦略的に収集・分析・共有するとともに、スポーツ団体等における国際業務の体制の強化及び国内の関係機関との効果的な連携体制の構築を実現する。</p>	<p>○地方公共団体には、主管課長会議等の機会を活用して、情報提供に努め、またJSCのJSNセミナー、スポーツ団体等にはJOCのNF国際フォーラムを通じて、日本が国際的に活躍するためのモデルケースの紹介や国際スポーツイベントの地域活用事例、欧州のスポーツコンサルタントからのIFポスト獲得の意義やIFの課題に関する講義などによって、情報周知を実施し、国内のネットワーク構築を行った。</p>	<p>●セミナーによる事例紹介や国内のネットワーク構築、国際貢献活動などのアンケート調査などにより、地方公共団体やスポーツ団体等の国際意識は高まったものの、実際に国際スポーツイベントの招致や諸外国とのスポーツ交流が進んでいる自治体、NFは少ない。ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを活かす取り組みを実施する体制構築や地方公共団体とNF間の関係性強化を推し進めていく必要がある。</p>
キ	<p>国は、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京大会について、政府の基本方針に基づき、開催都市、ラグビーワールドカップ2019組織委員会及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による円滑な開催を支援することにより、両大会の成功に貢献する。</p>	<p>○ラグビーワールドカップ2019ではラグビー普及啓発事業を行いラグビーをする人、見る人、支える人の発掘を行った</p> <p>○ラグビー普及啓発事業では、過去6年間で、学外クラブ活動616回、タグラグビー指導者研修大会43回、国際交流プログラム派遣67回実施し、ラグビーの普及啓発事業とともにラグビー先進国とラグビーを通じた国際交流プログラムの実施を行い、我が国の国際的地位の向上にも繋がった</p> <p>○平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法に基づき、小型無人機等飛行機指定区域指定を定めた</p> <p>○6,464億円の経済波及効果、チケット完売率99%を達成した。</p>	<p>●大会後の日本国内のラグビーワールドカップの開催で得られた成果の定着を図る必要がある。また、ラグビーワールドカップ2019から他団体、他大会への横展開を図る必要がある。</p>
ク	<p>両大会後に開催され、30歳以上なら誰でも参加できる国際競技大会であるワールドマスターズゲームズ2021関西など大規模な国際競技大会の円滑な開催に向けて関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会等と協力する。</p>	<p>○関西ワールドマスターズゲームズについては、鈴木前長官が2017年ニュージーランド大会において組織委員会と共に大会視察及び市長との会談等を行い、かつ10kmマラソンに出場し、大会のPRを行った</p> <p>○ワールドマスターズゲームズ2021関西や世界水泳・世界マスターズ水泳についての大会開催への政府支援に係る閣議了解が行われた</p>	<p>●大規模国際大会の誘致を契機として、高齢化社会における健康長寿、人口減少期における社会や地域における結びつきや個人の資質・能力の向上、成熟社会における経済振興及び地方活性化、国際社会におけるプレゼンスの向上へと展開していく必要がある。</p>
ケ	<p>国は、新国立競技場について、関係閣僚会議において決定した整備計画に基づきJSCの整備プロセスを点検し、2020年東京大会のメインスタジアムとして着実に完成させるとともに、同大会後の運営の在り方や手法を検討し、スポーツ事業を主とした利用率の向上や維持管理費の抑制を図る。</p>	<p>○新国立競技場の整備については、関係閣僚会議において決定した「新国立競技場の整備計画」に基づき着実に整備を進め、令和元年11月30日に竣工。東京大会の開・閉会式等の会場となるメインスタジアムが計画どおり完成した。</p> <p>○また、大会後の運営管理の検討については、関係閣僚会議において決定した「民間事業への移行を図る」方針の下、関係団体・企業等へのヒアリングなどを行い、平成29年11月、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」をとりまとめ（関係閣僚会議へ報告）。民間のノウハウを競技場運営に反映させ、スポーツはもとより、文化イベントなどでも活用し、コスト削減に努めることで、スタジアム全体で収益性を高める基本的な方向性を整理した。</p>	<p>●大会後の運営管理については、「民間事業への移行」が円滑に行われるよう、市場の意向や関係者の意見をしっかり把握することが重要。また、今回のコロナ禍の経験を踏まえ、スタジアムの感染症対策を統合的に実施することが必要。</p>

	<p>国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、JOC及びJPCと連携を図りつつ、スポーツやオリンピック、パラリンピックの意義を普及啓発するオリンピック・パラリンピック教育等によりオリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、スポーツの価値を全国各地に拡大する。併せて、スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。</p>	<p>○オリンピック・パラリンピック教育の推進については、オリパラ教育の推進体制を構築するため、スポーツ庁を中心として大会組織委員会・JOC・JPC・東京都・内閣オリパラ事務局・日本財団パラサポセンター・中核拠点大学と全国コンソーシアムを形成した。また、オリパラ教育を全国に展開するため、45自治体（1道1府32県11政令市）と委託契約を締結し、各自治体毎のワークショップや教員向けセミナーで教員の資質の向上を図るとともに、学校現場での実践（アスリート派遣やパラ競技体験等）で児童生徒の学びを促進した。</p> <p>○スポーツ資料のデジタルアーカイブ化とネットワークの構築に向けた各スポーツ資料所蔵機関の指針となるガイドラインを作成、公表した。また、上記ガイドラインに則った「検証用公開（テスト版）システム」を構築し、実際に7つのスポーツ資料所蔵機関の協力を仰ぎ、7万点を超えるスポーツ資料のデジタル化及び登録を行い、ユーザーを限定したテスト運用（システム内での検索、閲覧が可能）を開始した。</p>	<p>●オリンピック・パラリンピック教育については、共生社会実現や国際理解など教育的意義の高いものであることから、大会に向けて作成されたオリパラ教育関連資産（教材、実践事例、報告書等）や国内外の関係機関や地域間のネットワークについて、大会後も持続的に活用していく必要がある。</p> <p>●スポーツ資料のアーカイブ化やネットワーク化の推進については、スポーツ関連資料の保存について引き続き進めていくとともに、「検証用公開（テスト版）システム」の実働化（一般ユーザーによるシステム利用の実現）や利活用の事例の蓄積を進めていく必要がある。</p>
--	---	---	--

「3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>①中長期の強化戦略に基づき競技力強化を支援するシステムの確立</p> <p>各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。</p> <p>これにより、シニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。</p>	<p>ア 中央競技団体は、中長期の強化戦略を日常的・継続的に更新しつつ実践し、自律的かつ計画的に競技力を強化するとともに、JSC及びJPCに各中央競技団体を加盟団体とするJOC及びJPCは、相互に連携し中央競技団体と十分なコミュニケーションを図った上で、中央競技団体の強化戦略におけるPDCAサイクルの各段階で多面的に支援する。</p> <p>イ 国は、JSC、JOC及びJPCが相互に連携して得た知見を、ターゲットスポーツの指定に活用する。また、この知見は各種事業の資金配分に関する中央競技団体の評価に活用するものとする。</p> <p>ウ 国は、スポーツに関わる人材の育成や活躍についての様々な施策との連携も意識しつつ、競技力強化に関して卓越した知見やノウハウを有し、強化活動全体を統括するナショナルコーチや強化活動を専門的な分野からサポートするスタッフの配置などを通じて、中央競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援する。</p> <p>エ JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。（再掲）</p>	<p>○協働コンサルテーションの実施</p> <p>→JSC、JOC、JPCによる協働チームを設置し、NF(99種別)が策定する中長期の強化戦略プランの計画性・達成度について評価。</p> <p>→評価結果を競技力向上事業助成金の配分（加算・減算）に活用。</p> <p>→PDCA各段階での支援や協働コンサルテーション等を通じて、JSC、JOC、JPCと各NFとの連携・サポート体制を強化。</p> <p>○重点支援競技の指定と配分額の加算等</p> <p>→競技成績評価と強化戦略プラン評価によって、メダル獲得の可能性の高い競技（夏季：東京重点支援競技26競技、冬季：北京重点支援競技6競技）を選定。</p> <p>→重点支援競技に対しては、NFによる選手強化活動に対する配分額の加算を行うとともに、ハイパフォーマンスサポート事業（スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を戦略的かつ包括的に実施）による支援を実施。</p> <p>→競技成績等の定量的な指標のみならず、プランの実行性や計画性等の定性的な指標を、資金配分に活用することが可能となった。</p> <p>○ナショナルコーチや専門スタッフ等の配置</p> <p>→NFの中長期的な強化戦略プランに基づき強化活動全体を統括するナショナルコーチや、技術的・戦術的指導を行う専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ、専任情報科学スタッフ、及び専任競技パートナー（パラ競技のみ）、専任クラシファイア（パラ競技のみ：H29-）や、専任競技用具担当スタッフ(H30-)の配置について、競技力向上事業により支援（R1実績:オリパラ併せて432名）</p> <p>○ナショナルコーチの資質向上</p> <p>→JOCがナショナルコーチアカデミー（NCA）を開講（H29～R1年度：101名がNCAを修了）。競技を超えた連携や、受講者の学び直しの機会となり、受講者の資質向上に寄与。リオオリンピックには56名、平昌冬季オリンピックには24名の修了者が日本代表選手団スタッフとして帯同。</p> <p>→JPSAが講習等を実施し、公認障がい者スポーツ指導者資格制度において、障がい者スポーツコーチ（国際大会で活躍する競技者を指導）の資格取得を促進</p>	<p>●強化戦略プラン作成に係るNFの負担、及びその実効化支援を行うJSC等の負担軽減を含め、協働コンサルテーションの効率性・効果的な実施方法への改善</p> <p>●重点支援競技の選定方針（選定の在り方）・支援方法や資金配分方法について、これまでの評価・検証を踏まえ、必要な見直し</p> <p>●競技力向上事業におけるナショナルコーチに求められる役割（NFの強化活動全体の統括）と、実際の活動内容との乖離の解消</p> <p>●資金面も含めた全体を統括する人材（ゼネラルマネージャー）の不足</p> <p>●ナショナルコーチの資質向上の機会の更なる充実</p>

	<p>オ 国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。(再掲)</p>	<p>○女性アスリートの育成・支援 →女性の各ライフステージに応じた医科学的なサポートや調査研究を実施(調査研究において、23の課題・テーマに取り組んだ。)</p> <p>○女性コーチの育成・支援 →競技引退後にコーチになるための育成プログラムを構築(5競技8名の女性コーチを育成。受講生から日本代表監督も誕生。)</p>	<p>●女性アスリート対象の教育機会の提供、指導者(コーチ、部活動指導者)対象の教育の推進。これまでの事業成果の活用(競技現場への普及、現場からのフィードバックによる好循環構築)</p> <p>●女性のロールモデルのキャリアパス事例発信</p>
	<p>カ 国は、JSC、JOC、JPC、日体協、中央競技団体及び海外のコーチ育成関係機関等と連携し、競技ルールの策定や国際的なコーチ講習会等で講師を担うことができる人材及び世界トップレベルのコーチの育成を、必要な体制整備やプログラムの開発・実施を通じて、支援する。</p>	<p>○コーチの育成 →国際的なコーチング機関との連携により、ワールドクラスコーチやハイパフォーマンスディレクターの育成プログラムを構築(受講生からIFの理事が誕生(1名))。 →JOCによるナショナルコーチアカデミー、国際人材養成アカデミー、JSPO・JPSAによる指導者養成講習会を開催</p>	<p>●JOC、JSC、JSPO等、各団体が実施している人材育成プログラムの整理・体系化</p>
	<p>キ JSCは、国の競技力向上に関する施策と相まって、JOC及びJPCの意見も踏まえつつ、スポーツ振興基金を活用したアスリートに対する助成を行うこと等により、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を支える環境を整備する。</p>	<p>○競技活動に専念した選手生活のための助成 →次回、次々回のオリンピック・パラリンピック競技大会で活躍が期待される選手に対し、「アスリート助成」として助成金を交付(トップアスリートは240万円、ユースアスリートは90万円を助成、H29~R2年度までの間に延べ2000名に助成金を交付。コロナ禍の令和2年度は、トップアスリートに対し、一律100万円の追加支給(オリパラ計288名))。</p>	<p>●アスリート助成の制度の実効性を高めるため、対象者の範囲や助成額の設定等、支援の位置づけ・在り方について検討</p>

「3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築</p> <p>多様な主体の参画の下、新たな手法の活用も進めつつ、地域に存在している将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くことで、オリンピック・パラリンピック等において活躍が期待されるアスリートを輩出する。</p>	<p>ア 国は、JSC、地方公共団体、JOC、JPC、日体協（各都道府県協会を含む）、日障協（各都道府県協会を含む）、中体連、高体連、日本高等学校野球連盟、中央競技団体、医療機関及び特別支援学校を含む諸学校等と連携し、地域ネットワークを活用したアスリートの発掘により、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築するとともに、既に一定の競技経験を有するアスリートの意欲や適性を踏まえた種目転向を支援する。その際、障害者アスリートの発掘・育成にあたっては、障害に応じたクラス分けにも十分配慮する。</p> <p>イ 国は、JSC、JOC、JPC及び中央競技団体と連携し、将来メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートをターゲットとして、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化に対する支援を実施する。</p> <p>ウ 国、日体協及び開催地の都道府県は、国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進することなどにより、アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する大会づくりを推進する。</p>	<p>○J-STARプロジェクトの実施 →日本スポーツ協会を中心として、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト（J-STARプロジェクト）を設立・実施（年代別日本代表選手を含むNFの育成・強化コースに24名を輩出）を通じ、将来有望なアスリートの発掘・育成の仕組みを構築。</p> <p>○「日本版FTEM」の開発 →オーストラリアで実施されているアスリート育成パスウェイのフレームワーク「F:Foundation、T:Talent、E:Elite、M:Mastery」をもとに、JSCが日本の競技スポーツを踏まえたアスリート育成の包括的な枠組み（日本版FTEM）を開発。</p> <p>○ワールド・パスウェイ・ネットワークへの加盟地域増 →ネットワーク加盟地域の増加（E3.1時点で37自治体）により、タレント発掘事業に参画するNFを支援する基盤を強化</p> <p>○有望アスリートの派遣 →将来メダル獲得が有望視されるアスリートを、海外リーグやトップレベルの指導者の元に派遣（5名のMPA（うち、主要大会で3名のメダル獲得者）を輩出）。</p> <p>○次世代ターゲット・スポーツの選定 →将来メダル獲得可能性のあるターゲットスポーツを選定し、モニタリングと検証評価を行い、集中的な育成・強化に対する支援を充実（5競技種別で60名のMPAを輩出）</p> <p>○JOCエリートアカデミー事業の実施 →将来国際競技大会で活躍できる選手育成のため、JOCが主体となり、J-STARからのパスウェイも考慮しつつ、中央競技団体の一貫指導システムとの連携により、ジュニア期におけるアスリートを育成するエリートアカデミー事業を実施（受講生から、東京大会内定者5名、2016～2019年世界選手権：金4、銀6、銅3 ジュニア世界選手権：金23、銀18、銅4 ユースオリンピック：金1、銀2、銅1の実績）</p> <p>○国民体育大会の開催 →オリンピック出場選手の参加やオリンピック競技種目の導入の推進、中学3年生が参加できる競技の拡充等、国際競技力の向上（選手の発掘・育成等）に貢献。地域に根差した競技を実施。水球、サッカー等の競技におけるジェンダーバランスを是正。</p>	<p>●発掘された選手を、世界で活躍するトップアスリートにまで育成・強化するため、NFによるアスリートの育成・強化を支援するシステムの充実（特に、潜在能力を生かした競技転向への発掘・育成支援、部活動改革への影響の勘案）</p> <p>●アスリートの発掘に係る事業間の重複の整理や効率性の向上</p> <p>●スポーツ医・科学・情報による分析等も含めた、アスリート発掘の在り方</p> <p>●財政・支援基盤が弱い競技の次世代アスリートへの支援の在り方</p> <p>●国としての支援の方向性（ポテンシャル重視とするか、金メダル獲得の蓋然性を重視するか、等）</p> <p>●各競技の実施・強化に必要な費用水準（競技ごとに異なる）の勘案の是非、あり方</p> <p>●感染症の影響で海外遠征等が制限される環境下での、戦略的な育成・強化の在り方</p> <p>●開催地都道府県の人的・財政的負担軽減に向けた大会の簡素化など、3巡目(2035年)以降の国体や、冬季国体の在り方の見直し</p> <p>●大会を契機とした地域の競技力向上から、NFにおける育成・強化コース（パスウェイ）への連携の強化</p> <p>・国体に対する国民的関心（特に開催県以外の都道府県における関心）の喚起</p>

「3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>③スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実</p> <p>ハイパフォーマンスに関する情報収集、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として、ナショナルトレーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能を構築する。</p> <p>こうした体制も活用し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報等により、多面的で高度な支援の充実を図る。</p>	<p>ア JSCは、国の財源措置も活用しつつ、諸外国のメダル戦略や選手の情報等を収集分析する体制、競技用具の機能向上や技術開発等を行う体制及びアスリートの各種データを一元管理するシステムを整備するなど、「ハイパフォーマンスセンター」の機能を強化することにより、中長期的観点から国際競技力の強化を支える基盤を整備する。</p> <p>イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模な国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多方面から専門的かつ高度な支援を実施する。</p> <p>ウ JSCは、国の財源措置も活用しつつ、JOC、JPC及び中央競技団体と協働して、国の他の機関や地域スポーツ科学センター、大学等との連携を強化することにより、スポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートの強化の支援について充実を図る。</p>	<p>○HPSCの基盤整備 →HPSCに新たな組織（機能強化ユニット）を設置し、インテリジェンス活動（国際的なネットワーキングから得られた情報の統括団体やNF等への提供）や、オリパラ各大会に向けた競技用具等の開発、アスリートデータシステムの整備など、国際競技力強化を支える基盤を整備。</p> <p>○アスリート支援 →支援対象とする競技（ターゲットスポーツ）が参加する強化合宿や競技大会等において、各分野の専門スタッフ（60名程度）が連携し、スポーツ医・科学、情報等を活用した専門的かつ高度な支援を実施。</p> <p>○サポート拠点の設置 →2018年平昌大会において、サポート拠点を設置し、アスリート等が競技へ向けた最終準備を行うための支援を実施（同大会では、冬季大会として過去最高のメダル数を獲得）。</p> <p>○地域機関との連携を通じた、リソース（知見）の展開 →HPSCの機能（医・科学、情報等による高度かつ専門的なサポート）の地域展開のため、地域機関の連携により、HPSCリソース（知見）の共有、フィットネスチェックの測定プログラムの展開、HPSC支援施策のパッケージ化を実施。</p> <p>○スポーツ研究イノベーションの拠点形成 →委託先研究機関と連携し、大学機関の先進的な医・科学研究のトップアスリートへの実装化を進めた。</p>	<p>●競技用具の開発に係る、関係機関（JSC、統括団体、NF、民間等）との役割分担の明確化による、より効果的・効率的な体制や取組を検討</p> <p>●基本的な路線は継続しつつ、費用対効果も考慮しながら、最先端かつ効果的・効率的な支援を検討</p> <p>●コロナ禍の経験を踏まえ、感染症等の様々な制約を受ける状況にあっても継続的に選手強化を行うことができる環境の確保</p> <p>●ハイレベルな測定ノウハウの地方展開のため、（民間との役割分担を含めた）地域機関との連携の在り方の整理</p> <p>●アスリートに関するデータの集約・一元管理・活用方法に係るグランドデザイン、強化活動への更なる活用を図る仕組みの構築</p> <p>●感染症の影響も踏まえた、医・科学研究のスポーツ実践・強化活動への応用推進</p>

「3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>④トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実</p> <p>「ハイパフォーマンスセンター」や競技別の強化拠点をはじめとして、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実を進める。これにより、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制を確立する。</p>	<p>ア 国は、NTC中核拠点の拡充棟を2020年東京大会開催の約1年前までに整備することにより、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現し、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。</p> <p>イ 国は、中央競技団体によるNTC競技別強化拠点の活用を推進することにより、2020年東京大会等に向け、競技力強化を支援する。その際、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。</p>	<p>○NTC拡充棟の整備</p> <p>→ユニバーサルデザインを採用したバリアフリー環境を実現するNTC拡充棟（NTC屋内トレーニングセンター・イースト）を整備（令和元年6月末竣工）。これにより、NTC中核拠点についてオリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化を推進。</p> <p>○NTC競技別強化拠点の指定</p> <p>→令和2年度10月現在、オリンピック競技22施設、パラリンピック競技11施設、オリパラ共同施設6施設、高地トレーニング2施設を指定し、各競技の競技力強化活動を支援</p> <p>○近隣の関係機関との連携</p> <p>→各NTC競技別強化拠点においては、NFが策定した強化戦略プランに基づいた強化活動を効果的に実施できるよう、近隣のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を強化</p> <p>○機能強化ディレクターの配置</p> <p>→外部からプロフェッショナルな専門性を有する人材（機能強化ディレクター）を配置（令和2年度：5拠点）し、機能強化に当たっての課題解決に向けた効果的手法の検討などを実施</p>	<p>●スポーツ医・科学、情報等（ケア、トレーニング、動作分析、映像分析、栄養サポート、心理サポートなど）による専門的かつ高度な支援を行う機能の更なる充実</p> <p>●NTC競技別強化拠点との連携強化など</p> <p>●地元地域と連携したサポート体制の充実、HPSCとの連携強化など、拠点機能の充実（感染症対策を含む）</p> <p>●機能強化ディレクターの配置拡充</p> <p>●NTC競技別強化拠点間のネットワーク構築による情報や人材の連携推進</p> <p>●競技別強化拠点の在り方の検討（複数競技利用や海外を拠点とする選手が多い競技などの扱い等）</p> <p>●各地の競技別強化拠点を核とする地域振興への展開を視野に入れた、地元選手の発掘、地元の専門人材活用の積極的な推進</p>

「4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>①コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進</p> <p>スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。</p>	<p>ア 国は、スポーツ団体と連携し、フェアプレーの精神や、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを作成するなどにより、全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備する。</p> <p>イ 国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向を把握し、その意思決定に参画するとともに、国内の関係機関・団体に情報提供することにより、国内のスポーツ・インテグリティの質を向上させる。</p> <p>ウ 国及び日体協は、スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等を行わず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人間的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成するため、指導者が備えるべき資質の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を日体協指導者養成講習会へ導入するほか、大学等へ普及する。（再掲）</p>	<p>○前提として、スポーツ・インテグリティの基盤の整備のため、2期計画期間中に、以下のような取組を進めてきたところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁長官メッセージ「我が国のスポーツ・インテグリティの確保のために」（平成30年6月15日）を发出 ・「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日）を策定 ・スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、各統括団体が緊密な連携の下でスポーツ・インテグリティの確保に取り組む体制として、平成30年12月に「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」を設置 ・スポーツ審議会の下に設置したインテグリティ作業部会における議論を経て、スポーツ団体ガバナンスコードを策定（中央競技団体向け：令和元年6月10日、一般スポーツ団体向け：令和元年8月27日） ・日本スポーツ振興センターの第三者相談・調査制度について、利用対象者の範囲をJOC、JPC及びそれらに加盟する中央競技団体が指定する強化指定選手に拡大するとともに、LINEを活用したSNS相談窓口の導入を実施 <p>○スポーツ団体がコンプライアンスの遵守、ガバナンスの確保を推進するために参考とできるよう、ハンドブックを作成するとともに、それらを活用した教育研修モデルを開発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体のためのコンプライアンス・ハンドブック（平成29年度） ・コンプライアンス研修モデル（令和元年度） ・理事その他役員のためのガバナンスハンドブック（令和元年度） <p>○日本スポーツ振興センターを窓口として、IPACS（IOC等が主導するスポーツ界の腐敗防止のための国際協力パートナーシップ）の運営委員会に平成30年12月より参加している。</p> <p>○スポーツ仲裁の分野では、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」の記載も踏まえ、仲裁人を海外に派遣し、諸外国におけるスポーツ仲裁の動向や判例について情報収集を行うとともに、シンポジウムや研究会を通じて情報提供を行っている。</p> <p>○公認スポーツ指導者養成講習会の免除適用コースを開講する団体におけるモデル・コア・カリキュラムの導入状況→「モデル・コア・カリキュラム」導入団体(大学・専門学校)数：72団体（R2）</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムの普及にあたっては、アクティブラーニングによる学びを活用することとし、受講者の学びを支援する講師として、コーチデベロッパーを養成。</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムを導入する大学・専門学校において、コーチデベロッパーの配置を義務付け、学生の学びの質を確保。</p>	<p>●コンプライアンス教育に積極的に取り組む団体は増加したが、団体によっては、教育の対象が一部の者に限定されていたり、数年に1度しか実施されていない。</p> <p>●特に、一般コードの対象となる地方のスポーツ団体においては、適合性審査の仕組みがないことから、いまだガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底に関する意識が低い団体も多いとみられる。一般スポーツ団体に対するコードの周知や意識啓発に継続的に取り組むとともに、国や地方公共団体における補助金、大会参加等における自己説明・公表の要件化に引き続き取り組んでいくことが必要。</p> <p>●ガバナンスコード策定時に諸外国のコードは調査しているものの、そうした各国のNFがどの程度コードを遵守しているかや、具体的にどのような取組を行うことでコードを遵守しているのか等、NFレベルの取組の詳細についての知見が蓄積していない。</p> <p>●養成講習会の免除適用コースを開講する全ての団体（大学・専門学校）及び独自の制度・カリキュラムにより指導者の養成を行っている団体の養成講習会において、モデル・コア・カリキュラムやその要素の導入を進めていくことが必要。</p> <p>●以前のカリキュラムで資格を取得した指導者には、モデル・コア・カリキュラムの内容が浸透されていないため、コーチデベロッパーの活用や、オンライン形態（オンデマンドを含む）による研修機会や内容の充実と多様化を促進することが必要。</p>

	<p>エ 国は、JSC、JOC、日体協及び日障協と連携し、スポーツ団体の組織運営に係る評価指標を策定するとともに、必要な体制を整備して継続的にモニタリング・評価し、支援が必要な団体に対し必要な助言等を行うことを通じて、スポーツ・インテグリティに一体的に取り組む体制を強化する。</p>	<p>○スポーツ団体ガバナンスコードに基づく統括団体による適合性審査を通じて専門家による助言を行っているほか、スポーツ庁においては、各スポーツ団体からの求めに応じてガバナンスコードについて説明等を実施している。</p> <p>○日本スポーツ振興センターにおいて、スポーツ団体のコンプライアンス及びガバナンスの現況に関する評価指標を策定し、継続的なモニタリングを実施している。</p> <p>→（平成30～令和元年度実績） オリンピック競技：6団体 パラリンピック競技：2団体 （令和元～2年度見込み） オリンピック競技：5団体 パラリンピック競技団体：4団体 非オリ・パラ競技：1団体</p> <p>○モニタリングの結果については、スポーツ政策の推進に関する円卓会議において、統括団体に対しても共有する。</p> <p>○日本スポーツ振興センターにおいて、中央競技団体のガバナンスの機能不全等による不祥事案が発生し、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、必要に応じて円卓会議とも連携しつつ、当該団体からの求めに応じ、中立性、公正性及び専門性が確保された第三者調査機能を担う「スポーツ団体ガバナンス調査支援委員会」を設置し、必要な調査支援等を行う仕組みを創設し、令和3年1月より相談受付を開始している。</p>	
	<p>オ 国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する優れた取組の情報提供により、スポーツ団体の取組の活性化を促進する。</p>	<p>○令和元年度より、「スポーツ・インテグリティ推進事業」としてスポーツ団体における先進的な取組を支援し、得られた知見を横展開することで、他団体における参考となる事例を創出している。</p>	<p>●知見の横展開によって事例を単に共有するだけでは他団体へと十分に取組が広がらないため、具体的な進め方を示すなど、競技団体が導入するためのノウハウの提供が必要。</p>
	<p>カ 国は、スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。</p>	<p>○平成29年度に、不祥事案が起きた場合の対応手順等を示した「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」を作成。</p> <p>○日本スポーツ振興センターにおいて、中央競技団体のガバナンスの機能不全等による不祥事案が発生し、第三者による調査等が必要となる事態が生じた際に、「スポーツ団体ガバナンス調査支援委員会」を設置し、必要な調査支援等を行う仕組みを創設し、令和3年1月より相談受付を開始。</p> <p>○スポーツ団体の経営力強化や外部人材の登用を進めるための支援を実施（2（2）①（各論）①スポーツの成長産業化のウ・エを参照。）</p>	<p>●多くの団体で団体の理事が無給であることを含め、団体経営における収入・支出構造が変化に乏しいことが、法務や会計、マーケティング等の専門知識を持った人材を十分に確保することができていない原因の一つと考えられる。</p> <p>●その他組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援については、2（2）①（各論）①スポーツの成長産業化のウ・エを参照。</p>
	<p>キ 国は、プロスポーツ団体がスポーツ・インテグリティに組織をあげて取り組んでいることを踏まえ、コンプライアンスセミナーなどの情報提供や必要な助言を行う。</p>	<p>○プロスポーツ団体についてもスポーツ団体ガバナンスコードの遵守を求めているほか、コンプライアンス違反等の事案が発生した場合には、情報提供を求めている。</p> <p>○プロスポーツ団体も参加可能なスポーツ・インテグリティ基礎研修会を実施した。</p> <p>→スポーツ・インテグリティ推進事業（R2）</p>	

	<p>ク 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進及びスポーツに係る紛争に関する専門人材の育成を推進することで、<u>全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指し</u>、スポーツ仲裁制度の活用によるスポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決を促進する。</p>	<p>○スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>において自動応諾条項の整備を求めている。</p> <p>○「スポーツ仲裁活動推進事業」の中で、スポーツ仲裁制度の普及のため、競技団体及び競技者に対する研修やアウトリーチ活動を実施。</p> <p>○併せて、諸外国におけるスポーツ仲裁制度の情報収集等を目的とした仲裁人の海外派遣や、仲裁人を対象とした仲裁事例等の研修会を実施し、スポーツ仲裁に関わる専門人材を育成。</p> <p>○日本スポーツ仲裁機構において、東京2020大会の開催に際し、仲裁人によるプロボノサービスの提供を予定するとともに、その準備として、海外の仲裁機関から講師を招へいして研修を実施するなど、仲裁に関わる専門人材の育成に取り組んでいる。</p>	<p>●スポーツ仲裁自動応諾条項の採択について、障がい者スポーツ団体や都道府県スポーツ・体育協会において採択率が伸び悩んでいる。このうち、特に障害者スポーツ団体については、NFとして選手選考を担っている団体もあり、また、自動応諾条項の採択を求める中央競技団体向けガバナンスコードの対象でもあることから、意識啓発やコンサルティングを重点的に実施していくことが必要。</p> <p>(参考) 自動応諾条項の整備率 日本障がい者スポーツ協会加盟・準加盟団体： (H28)18.2%→(R1)27.2% 都道府県スポーツ・体育協会：(H28)48.9%→ (R1)63.8%</p>
--	--	--	---

「4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」における
施策目標の進捗状況と課題（各論）

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
②ドーピング防止活動の推進 フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。	ア 国は、JADA等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。（再掲）	○国際的対応ができるドーピング検査員を113名育成するなど、我が国における国際競技大会等の公平性・公正性を確保するために必要なドーピング検査体制を整備した。	●育成したドーピング検査員を東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして有効活用していく必要がある。
	イ 国は、JADA及びJSC等と連携し、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築することにより、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図る。	○ドーピング防止活動推進法（平成30年10月1日施行）に基づき、文部科学大臣は、「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成31年3月14日）を決定し、国内外の関係機関間の情報の共有が円滑になされる枠組みを構築した。	●東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、円滑でドーピングのないクリーンな大会となるよう、国の行政機関、JSC、JADA等が連携し、ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを整備していく必要がある。
	ウ 国は、JADA等と連携し、アスリートやサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動及び学校における指導を推進することにより、ドーピングの防止を図る。	○各国内競技団体の教育・啓発に関する年間計画の策定支援やEラーニングシステムの整備等に取り組み、アスリートやサポートスタッフに対するドーピング防止教育の充実を図った。 ○2018年10月に施行されたドーピング防止活動推進法第14条第2項の規定等を踏まえて、医療従事者に対する情報提供等のあり方の検討を行い、医療従事者向けのリーフレットの作成やウェブサイトの整備など、必要な情報提供を行う体制を整備した。 ○モデル校における実践やワークショップの開催等を通じて教材や指導案を作成するとともに、ウェブサイト等を通じて教材や指導案を教員に提供することにより、学校におけるドーピング防止に関する指導を推進した。	●2021年1月の教育に関する国際基準の発効を受けて、国際基準に沿った教育プログラムを実施できるようにする必要がある。また、ドーピング防止教育に関する教材の内容や提供方法等について、アスリートの意見を反映した教育プログラムにしていける必要がある。 スポーツドクター等としてスポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師に対する情報提供を充実していく必要がある。 ●体育・スポーツ学科等の生徒や普通科の生徒など、対象者に応じたスポーツの価値教育に取り組んでいく必要がある。また、大学生のアスリートによるドーピング防止規則違反の事案が散見されることから、大学生のアスリートに対するドーピング防止教育をより一層推進していく必要がある。
	エ 国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。	○ドーピング防止機関、大学・研究機関等が連携して、ドーピング検査技術に関する課題の抽出、研究開発の方向性の決定、研究開発の実施・成果の評価等に取り組める体制を整備した。	●ドーピングがより巧妙化・高度化する状況を踏まえ、ドーピング検査技術における困難な課題の解決に向けて、より長期的な視野で研究開発できる体制を整備していく必要がある。
	オ 国は、WADA等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献する。	○スポーツ・フォー・トゥモロー推進事業等において、ドーピング防止に関する教材の開発・提供、海外のドーピング防止機関の中核人材の育成等を通じて、国際的なドーピング防止活動に貢献（被益国：187か国、被益者：87,516人（令和元年度末時点））することができた。 ○SFTCコンソーシアムにおいて、多様な機関・団体と連携・協力するネットワークを構築することができ、ドーピング防止活動を通じて国際貢献に生かすことができた。	●これまでのスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業の成果やネットワーク等を生かして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、継続的に国際的なドーピング防止活動に貢献していく必要がある。